

厚岸町議会 第2回定例会

平成23年6月15日

午前10時00分開会

●議長（音喜多議員） ただいまから、平成23年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。

●議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程に先立ち、表彰の伝達を行います。

去る5月13日、鶴居村で開催されました釧路町村議会議長会定例会において、南谷議員が議長職表彰を受賞されました。

また、6月10日、札幌市で開催された北海道町村議会議長会定例総会において、私が25年表彰を受けました。

厚岸町議会会議運用内規93の規定に基づき、表彰の伝達を行います。

まず、初めに、南谷議員の表彰授与を行います。

南谷議員は、演壇までお進みください。

（表彰状授与）

●議長（音喜多議員） 以上で、表彰の伝達を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、佐藤議員、2番、大野議員を指名いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

9番、南谷委員長。

●南谷委員長 6月13日、第7回議会運営委員会を開催し、第2回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容について報告をいたします。

議会に対する報告は、諸般報告と例月出納検査報告が、それぞれ行われます。

議会からの提出議案として、推薦第1号 農業委員の推薦について。

発議案第2号 厚岸町議会広報特別委員会の設置について。

2常任委員会及び議会運営委員会から、閉会中の所管事務継続調査申出書、議員の派遣について。

以上、4件についてはすべて本会議において審査することに決定しました。

町長提案の議案についてであります。

報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第10号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてまで、5件の報告案件と、議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについてから、議案第46号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定についてまで、人事案件1件、一般議案4件、条例1件、以上5件の案件につきましても、すべて本会議において審査をすることに決定しました。

議案第47号 平成23年度厚岸町一般会計補正予算は、議長を除く12名の委員による平成23年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

次に、本定例会に通知のあった一般質問者は6名であります。

会期は、本日6月15日から6月17日までの3日間とすることに決定しました。

このほか、議会運営全般についてのうち、各会計補正予算審査特別委員会の委員長は総務産業常任委員長と厚生文教常任委員長が交互に行うこと、開会にかかる議会運営委員会の開催は、定例会は開催日2日前の午前10時から開催、臨時会は、原則開会当日の午前9時から開催することを決定いたしました。

議会運営委員会報告といたします。

●議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告書にありましたとおり、本日から17日までの3日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から17日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（音喜多議員） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております事案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成23年3月2日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料の詳細は、別途、議員控室に備えることにしておりますのでご了承いただき、後ほど、閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、諸般の報告といたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考にご供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（音喜多議員） 暫時休憩します。

午前10時9分休憩

午前10時11分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第6、推薦第1号 農業委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、平成23年7月19日に任期満了となる農業委員について農業委員会等に関する法律第12条第2号に基づき、新たに推薦しようとするものであります。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は2名とし、議長において推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

議会推薦の農業委員は、大野利春さん、石澤由紀子さんを推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は2人とし、大野利春さん、石澤由紀子さん、以上の方を推薦することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 暫時休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

●議長（音喜多議員） 日程第7、発議案第2号 厚岸町議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります佐藤議員から提案理由の説明を求めます。

1番、佐藤議員。

●佐藤議員 ただいま上程をいたしました発議案第2号であります厚岸町議会広報特別委員会の設置について、その提案理由をご説明申し上げます。

議会広報は、既に皆様ご承知のように、住民に対して議会の活動内容を積極的にお知らせすることにより、議会や議会活動についての関心や理解をしていただくことが大きな役割でございます。

当議会は平成3年5月、初めて議会広報特別委員会を設置し、これまで20年間にわたって定例会後、その都度広報を発行し、既に80号を数え、住民の間に定着しているものと考えております。このことから、今後も引き続き議会広報を発行し、住民の期待にこたえる議会活動を心がけていくべきものと考えるところでございます。

広報特別委員会の具体的な活動内容につきましては、委員会設置後に選任される委員によって検討されるところであります。議員各位におかれましては特段のご理解をいただき、ご賛同をお願い申し上げ、提案の理由といたします。

以上であります。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） お諮りいたします。

平成25年4月30日までの委員を、厚岸町議会委員会条例第7条の規定により議長において指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

ただいま設置されました厚岸町議会広報特別委員会の平成25年4月30日までの委員については、佐藤議員、大野議員、石澤議員、佐々木議員、中川議員、堀議員、以上6名を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、平成25年4月30日までの厚岸町議会広報特別委員会委員に、ただいま指名いたしました、佐藤議員、大野議員、石澤議員、佐々木議員、中川議員、堀議員、以上6名の議員を選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました厚岸町議会広報特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時24分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

この際諸般の報告を行います。

休憩中に厚岸町議会広報特別委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長には大野委員、副委員長には堀委員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

- 議長（音喜多議員） 日程第8、報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

この内容につきましては、平成22年度厚岸町一般会計補正予算（第3回）（第5回）（第7回）の3回にわたり、それぞれの事業ごとに繰越明許費として、平成23年度への繰越執行の議決をいただいておりますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により平成22年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものでござい

ます。

2 ページと 3 ページをお開き願います。

平成22年度厚岸町繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。本表のとおり 6 款、12項、19事業について、平成23年度への繰り越しでございます。

その主な内容は、国の補正予算に伴う地域活性化きめ細かな臨時交付金事業が15件、1 億661万5,000円、地域活性化住民生活に光をそそぐ臨時交付金事業が 2 件、2,332万1,000 円、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業4,305万2,000円、住宅耐震改修工事補助60万円、翌年度繰越額合計は 1 億7,358万8,000円でございます。

その財源内訳は、未収入特定財源として国道支出金4,350万2,000円、一般財源 1 億3,008 万6,000円、このうち地域活性化きめ細かな臨時交付金9,558万7,000円、地域活性化住民生活に光をそそぐ臨時交付金2,310万4,000円、社会資本整備総合交付金 6 万7,000円、準一般財源としては、1,132万8,000円でございます。

以上、報告第 6 号の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 日程第 9、報告第 7 号 事故繰越繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第 7 号 事故繰越繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の 4 ページをお開き願います。

この内容につきましては、平成22年度厚岸町下水道事業特別会計予算のうち、支出負担行為をし、避けがたい理由により年度内に経費の使用が終わらないことから、地方自治法施行令第150条第 3 項で準用する同例第146条第 2 項の規定により、平成22年度厚岸町事故繰越繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものでございます。

5 ページをお開き願います。

平成22年度厚岸町事故繰越繰越計算書（下水道事業特別会計）でございます。本表のとおり公共下水道事業補助について、1,260万円を翌年度に繰り越すものでございます。

表の右、説明欄をごらんください。松葉4丁目污水管新設工事において、当初設計より硬い地質に当たり、推進機械の変更が生じ、年度末直前の3月28日夕方に設計変更が必要となり、年度内完成が不可能となったため、平成23年度へ繰り越すものでございます。

その財源内訳は、未収入特定財源として地方債630万円、一般財源として社会資本整備総合交付金630万円で、それぞれ借入先、交付先に繰り越しの手続きをとってございます。

以上、報告第7号の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

10番。

●谷口議員 お伺いいたしますが、今回のこの事故繰越なんです、この設計変更に伴う事業費の増減はどういうふうになるのでしょうか、なかったんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 答えいたします。

事業費設計変更積算の結果、契約金額1,260万のとおり、そのまま繰り越す金額でございます。

●議長（音喜多議員） 10番。

●谷口議員 そうすると、工期だけが次年度になってしまうということで、この手続きをしたということで理解していいんですか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 工法も変更させていただきましたけれども、結果としては、金額変わらず、工期の延長ということでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

6 番。

●堀議員 ただいまの工期の変更なんですけれども、もともとがいつまでで、それがいつまでになったのか。それと昨年度末の中で工期となっていたのが、年度をまたいでしまったといった中で、請負業者に対してのその補償関係というか、これを見ると支出済み額

がのっていないので、前払い金等が生じていない中で、工期が延びてしまったと。そういったときに、請負業者側の資金繰り等が窮するような場合というのが想定されたと思うんですけれども、この点についてはどのような対応というものがあったのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時40分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。
水道課長。

●水道課長（常谷課長） お時間を取らせて申しわけございませんでした。

まず、当初2月23日から3月30日までの工期でございました。これが2月23日から4月28日まででございます。前払いの関係は請求がございませんでした。結果、22年度の工事といたしましては、1,260万円そのまま繰り越すということになりました。

ただ、設計変更した部分の残りといいますか、23年度で別に発注する工事として315万円、これを23年度の工事として発注いたしまして、結果として、その業者に損害というか、そういうものは発生していないということでございます。

●議長（音喜多議員） 6番。

●堀議員 そうすると、先ほど10番議員が質問したときに、設計変更に伴う増減というものがなかったというふうに言ったのですけれども、そうじゃなくて、実際のところはこの315万円というものが設計変更に伴って生じたんだと。ただ、それは今回のこの議案にのっかっている事故繰越じゃない部分の中で、23年度の予算の中で対処するんだというふうに理解していいのですか。先ほどの答弁と何か違うように思うんですけれども。どうなんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 申しわけございません。

事故繰越金額の結果、22年度工事としては工期の延長ということで、結果として、この1,260万円繰越金額は当初契約金額どおりということで申し上げました。設計変更した結果、この315万円、これは23年度の工事として行いましたので、当初の説明はちょっと説明不足というか、申しわけございませんでした。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

- 議長（音喜多議員） 再開します。
水道課長。

- 水道課長（常谷課長） 大変申しわけございません。
答弁の訂正をさせていただきます。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

- 議長（音喜多議員） 再開します。
10番議員に対する説明が不足しておりますので、それについて答弁をさせます。
水道課長。

- 水道課長（常谷課長） 大変申しわけございません。
10番議員に対します質問に答弁不足がございましたので、大変申しわけなく思います。
最初の答弁では、繰越金額についてのみ申し上げました。追加工事23年度での工事となりました315万円について答弁が欠如しておりましたことをおわび申し上げます。

- 議長（音喜多議員） 10番議員さん、いいですか。
6番。

- 堀議員 そうすると、22年度事故繰越分1,260万円、ただ、補償恐らく23年度の中で315万円の別工事、その2工事とかというのかもしれませんが、23年度の予算の中で出したから、工期の延長にかかる補償が生じないんだという議論にはならないと思うんですよ。1,260万円の請負工事に対しては、やはり1カ月近く工期が延びているわけなんですから、請負業者にしてみると当然、その1カ月分の経費というものを請求する権利というものが生じていると思うんですよね。再度確認しすけれども、これに対して工期の延長に伴う補償関係というものは出てこないんだと、そういう契約書になっているんだというふうに理解してよろしいという、私は3回目なんで、これでやめますけれども、それだけはちょっと確認したいと思いますのでお願いします。

- 議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） この件につきまして、契約書の中で不可抗力により損害の場合、相手の請求があった場合に負担することとなっておりまして、相手の請求がなかったということで、処理をさせていただいたものでございます。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 日程第10、報告第8号 継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第8号 継続費繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

平成22年度厚岸町一般会計予算において設定いたしました継続費につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成22年度厚岸町継続費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものでございます。

7ページをお開きください。

平成22年度厚岸町継続費繰越計算書（一般会計）でございます。

学校給食センター建設事業につきまして、平成22年度分の年割額3,876万8,000円のうち7,456円の残額を翌年度に提示繰り越しし、その財源に繰越金を充てるものでございます。

以上、報告第8号の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第11、報告第9号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました報告第9号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は別冊で用意させていただいておりますので、これをごらんください。

初めに、厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われています。また、会計区分を8区分とし、公益会計、区分を一般会計に包括した中で、事務の簡素合理化を図ることとし、一般会計のみの1会計区分となっております。

それでは、経営状況説明書の1ページ目をお開き願います。

平成22年度事業報告書でございます。

次の2ページには目次、3ページには総括説明がございます。内容について、その要点をご説明申し上げます。

総括的には、継続した社協組織の充実強化を図り、特に社協内部委員会の充実を図りながら、各種のマニュアル策定に努め、これまでの地域福祉推進事業を継続実施し、将来の地域福祉活動事業につなげるさまざまな課題等を発掘し、実践に向けて取り組みが行われています。

法人運営事業では、理事会、評議委員会、各部会などが適時開催されています。

4ページの福祉推進事業では、先進的事業の研修、町内のサロン活動の実践発表や障害者スポーツ体験などで、地域活動の普及推進を図る取り組みが行われました。

受託事業では、外出支援サービス事業などの町からの受託事業を実施されています。

訪問介護事業と次ページの居宅介護支援事業では、町民の多様な要望に迅速に対応できる体制づくりに努めました。

5ページのボランティアセンター運営事業では、ボランティア養成講座などの開催や実践者活動への支援に努めることができました。

福祉センター運営事業では、施設修繕と施設環境の整備を行いました。

次の6ページから21ページにつきましては、平成22年度の各事業報告であり、事業名、実施日、場所、内容などを記載しております。

初めに、法人運営事業の内容であります。理事会・評議員会等の開催の状況について記載し、7ページは、部会の開催、各種委員会の開催、8ページは、道社協及び釧路地区社協関係会議への参加・役職員研修の実施内容です。

次に、会員と会費の状況。

9ページに福祉団体等への助成内容と広報活動、ファミリーサポート事業の内容が記載されております。

福祉推進事業の内容は、小地域ネットワーク事業として、たすけあいチーム事業の実施。

10ページに、地域福祉研修会の開催。ノーマライゼーション普及事業として、第19回すこやか健康福祉運動会の実施、厚岸町障害者（児）、ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力。高齢者福祉推進事業として、ふれあい会食会の実施の内容を。

11ページに、共同募金協力事業として、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動へ協力。赤い羽根チャリティーパークゴルフ大会。

次に、受託事業は、いずれも町からの受託事業で、外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業、12ページに、福祉相談事業として、福祉相談所運営委員会の開催、福祉中央相談所の開設、法律相談の実施、生活管理指導員派遣事業における派遣の状況について。

13ページに、介護予防普及啓発事業として、元気いきいき教室の実施内容が14ページにわたる記載となっております。

次に、大きな区分の訪問介護事業としましては、訪問介護事業について、その事業内容説明と、次ページにわたり利用状況となっており、介護保険制度におけるホームヘルプサービス利用者数は、前年比12.1%減の1,172人となったところであります。

次には、職員研修の実施内容、17ページに感染対策委員会の開催について。続いて、障害福祉サービス事業の内容、利用状況となっています。介護保険の適用者に対する居宅介護支援事業の内容ですが、事業内容、18ページに利用状況、職員研修の実施の内容、ケース検討会議の実施で、利用者の合計は、前年比9.8%減の1,442人となっています。

19ページ、ボランティアセンター運営事業の内容では、ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティアの育成発掘・実践者講座の充実、福祉教育・ボランティア普及活動、学校助成事業、ハートコール事業の実施、ボランティア愛ランド参加への支援、ボランティア情報誌の発行。20ページにボランティアルームの設置の内容です。

福祉センター運営事業は、センター各会議室等の利用状況などの内容が記載されています。資金貸付事業の内容では生活福祉資金貸付調査委員会の開催、生活福祉金貸付状況、低所得者資金貸付状況の内容となっております。

続きまして、23ページからは平成22年度決算報告書であります。

25ページをお開き願います。

平成22年度一般会計収支予算（資金収支計算書）総括表です。なお、民間会社と同様の基準で策定され、経常活動による収支、施設整備による収支、財務活動による収支の

三つの区分でお金の動きを把握するようになっていきます。

経常活動による収支は、本来の事業活動によって資金を生み出し、設備投資や借入金の返済能力があるかどうかを判定するものです。

施設整備による収支は、補助金や寄附金などにより、どの程度の施設整備が進められているかをチェックします。

財務活動による収支は、借入金返済、預金積立金等を把握するとともに、経常活動と施設整備を含めた全体を把握します。

28ページから33ページが、予算内訳表、34ページから39ページが決算内訳表となっており、事業ごとの収支はそれぞれ記載のとおりですが、会計区分の事業区分について、一般会計全般にわたる収入、支出の内容がわかりやすいようにと社協独自の様式で作成しているものです。

34ページに戻り、お開きを願います。

一般会計資金収支決算内訳表からご説明いたします。決算の内容となります。

一般会計の右隣、法人運営事業では、厚岸町社会福祉協議会の運営にかかる決算であります。収入の主なものは、町からの補助金3,221万円であり、支出の主なものは、人件費となっております。

続いて、福祉推進事業で、内訳として、小地域ネットワーク事業、35ページにノーマライゼーション事業、高齢者福祉推進事業、共同募金協力事業、社会福祉推進事業は平成22年度はございませんでした。

次ページの受託事業は、厚岸町からの受託事業で、外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業、福祉相談事業、生活管理指導員派遣事業、介護予防普及啓発事業となっております。

次の、訪問介護事業では、介護保険収入を主な財源とするものと、38ページに障害者自立支援法における給付費制度による障害福祉サービス事業、介護員養成研修事業、居宅介護支援事業、ボランティアセンター運営事業。

39ページに、福祉センター運営事業、資金貸付事業として、生活福祉資金貸付事業、低所得者資金貸付事業まで、八つの事業区分にまとめ、その内容を記載しています。

25ページにお戻り願います。

一般会計収支予算（資金収支計算書）ですが、決算額はB欄となります。一般会計全体の当期資金収支差額合計が、表の下から3行目に記載しています。当期資金収支差額合計、は△144万6,168円となっております。前期繰越に相当する前期末支払資金残高を加えることにより、当期末支払資金残高は3,049万8,156円となった内容です。

次に、40ページをお開き願います。

一般会計事業活動収支計算書総括表で、損益計算書に相当するもので、42ページから47ページまでの事業ごとの内訳表を集計した内容となっております。40ページにおける決算額はA欄となります。なお、表の摘要欄に、米印の20から38までの数字が付されているものは、41ページにその概要説明が記載されていますので、参考にしてください。

次に、48ページは、平成23年3月31日現在の一般会計貸借対照表です。まず左側資産の部の一番下の欄の資産の部合計、8億4,758万9,555円につきましては、右側負債の部合計、1億3,437万8,871円に、純資産の部合計7億1,321万684円を加えた額が、最下段の

負債及び純資産の部合計欄 8 億4,758万9,555円の貸借同額一致しております。

なお、先ほどの25ページの収支予算資金収支計算書の当期末支払資金残高3,049万8,156円につきましては、流動資産3,691万1,497円から流動負債641万3,341円を差し引いた額と一致するものとなっております。

また、右側の純資産の部、下から5行目、次期繰越活動収支差額 3 億7,048万8,804円につきましては、40ページの損益計算書に相当する活動収支計算書の一番下の次期繰越活動収支差額と一致するものでございます。

次に、49、50ページは、財産目録となっており、内容につきましては記載のとおりです。説明は省略させていただきます。

51ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。

平成23年5月10日に、会計及び業務内容並びに事務遂行状況について監査を受けた報告内容となっております。

次に、53ページからは、平成23年度事業計画書でございます。

55ページに、事業方針及び重点推進項目として5項目が記載されております。1、社会協組織の充実強化と財政基盤の確立・継続。2、介護保険サービスの安定供給と新たな介護予防・介護保険サービスへの取り組み検討。3、町地域福祉計画と連動して、新地域福祉実践計画（第5期）の策定。4、地域に密着した総合的福祉サービスに関する情報提供・共有と相談窓口の充実。5、高齢者・障害者支援活動の推進でございます。

56ページから58ページに、事業実施計画としまして具体的に内容が記載されております。説明は省略させていただきます。

59ページからは資金収支予算書で、62ページは一般会計資金収支予算（総括表）でございます。

64ページから68ページまでは、平成23年度の一般会計資金収支予算（総括一覧表）となっております。

次に、70ページをお開き願います。

経理区分法人・法人運営事業から86ページの経理区分、資金貸付事業まで、それぞれ事業ごとの予算となっております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

それでは、62ページにお戻り願います。

平成23年度の一般会計資金収支予算（総括表）ですが、すべて事業の合計が記載されております。一般会計の収支を集計し、現年度と比較したものでございます。最下段から3行目の当期資金収支差額合計ゼロ円となっており、前年度当期の予算額ゼロ円と同額となっております。

最後の最終ページの87ページでございます。社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会、役員名簿でございます。任期は平成25年5月22日までとなっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報告第9号につきましてご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

10番。

- 谷口議員　ちょっと教えていただきたいんですが、人件費なんですが、今、この社協の職員の給料というか、これは何に基づいて計算されているのかということをお伺いしたいのと。それから、予算のほうに役員報酬について、予算化されてわかるようになっていたように思うんですが、決算のほうでは、これはどこかに出てくるのかな、私、今見ただけではちょっとわからないんですけれども、役員報酬というのはどういうのを指して役員報酬として見ているかということをお尋ねしたいと思います。

それから、この監査なんですが、現在は社協の中で役員の中の監査が監査業務を行っていますよね。それで、これだけ大きな事業をするような団体でありますので、できれば外部監査なんかも、今後は検討していくべきではないのかなというふうに思いますけれども、そういう考えたことはないんでしょうか。今後する方向だというふうなことも考えていこうとしているのかどうか、以上についてお願いいたします。

- 議長（音喜多議員）　保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長）　1点目の給与の関係でございますけれども、社会福祉法人自体で給与規定を整備し、それに基づいた支給となっております。なお、この給与規定の給与の額の設定に当たりましては、厚岸町職員の給料表、これらを参考にして規定をしているということでございます。

それから、役員の報酬でございますけれども、いわゆる費用弁償というのですか、そういった旅費等の支給には対応できておりますけれども、具体的な活動への報酬、これはございません。

それから、3点目の監査でございますけれども、外部監査の検討、これについては、私もまだ社協のほうから伺っていない、承知しておりません。

以上でございます。

- 議長（音喜多議員）　10番、谷口議員。

- 谷口議員　職員の給与の関係ですけれども、町職員の給与表を参考をしているというような説明でしたよね。それと同じになっているのか、そのどこかを操作しながら給与規定をつくられているのか、その辺はどうなんでしょうか。町職員と差があるものが出てくるのか、ないのか、その辺はどうなんでしょうか。

それから監査については、私自身もきちんとその辺は勉強できていませんので、できれば、ただ内部の役員というか、内部監査だけではなくて、そういうものを外部からの監査を受けることによって、より新しい町民に対してもきちんとしたものになっていくのではないのかなと。やはり町が補助をしている段階でありますから、そして実際に大きな仕事をされているということになると、やはり、より明快なものにしていかなければならないのではないのかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

- 議長（音喜多議員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、給与の関係でございました。これにつきましては、町職員の給料表、これを参考にしているということで、先ほどお答えをさせていただいております。それで、社協では独自の給与規定を整備しているんですけれども、具体的には厚岸町職員の給与条例のように、非常に細部にわたる細かな規定といいますか、そこら辺までは同じでございません。その部分については社協の中で、いわゆる職階制といいますか、そういった部分も町と違いますので、そういった部分が大きな違いといいますか、あるのかなというふうに聞いております。

そこで、額の水準ですけれども、これについては同年代で例えば給料を比較しますと、社協職員の給料表のほうが低いといいますか、そういった決定をしているようでございます。給与の関係はそのようなふうになっております。

それで、外部監査については、会計の部分以外については、実は第三者評価といって、特別な外部の事業者の評価によって評価をいただいております。今後については、その会計の部分についてもこういったご意見があったということについて、今後、社協のほうにお伝えをさせていただければなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 10番。

●谷口議員 給与については、やはり差が出てくるというのは、場合によっては社協の職員のほうが休みもなく返上しながらも頑張るところもあるんじゃないのかなと、時には。そういうことを考えると、やはり役場職員と同等程度に引き上げておくということが大事ではないのかなと。余りにもボランティアになり過ぎたりしては、やはりちょっとかわいそうなどころもあるのではないのかなというふうに思うんですよね。そのあたりは実際どこまでなっているか、私も正確にはわかりませんが、その福祉事業をやっている方々の仕事というのは非常に大変なところが多いのではないのかなと。厚岸町でも課長を先頭に頑張っているとは思いますが、やはり同程度の待遇を目指すということも、別法人といえども同じような待遇に持っていくことをぜひ努力をしていただきたいなというふうに思うんですが、そういうことをやるのがやはりお互いに行政の側も、あるいはこういう法人の側もお互いのパイプとしてはよくなってくるのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 再度の給与の件でございます。給与についてはこれまで町と社協の中で人件費の部分ですね、補助という形でずっと来ております。今後についても内容が道の変更があるかもしれませんが、やはり補助という部分も出てくるのかなというふうに思っております。

ただ、社協というのは全国に必ずある組織でございまして、もちろん仕事の内容も同じではないわけでございます。そういった中で町と社協においての給与補助という形の中で具体的な内容をお聞きして補助をさせていただいておりますけれども、そういう中

で今後検討する機会があれば対応して、今後そういった意見があったということで社協にもお伝えしていきながら、検討してまいりたいと思います。

●議長（音喜多議員）　ほか、ございませんか。

（な　　し）

●議長（音喜多議員）　なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（音喜多議員）　次に、日程第12、報告第10号　株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長）　ただいま上程をいただきました報告第10号　株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について、その内容の説明をいたします。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであり、別添の株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書により説明いたしますので、ごらん願います。

まず、1ページ目からは、第18期の営業報告で、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業期間に関するものであります。

次のページをお開きください。

総括事項であります。内容を読み上げます。

北海道観光の現況は、依然として国内景気の低迷や個人消費の多様化、航空機の減便や小型化などにより、道外観光客の入り込み数は減少傾向にあります。しかし、当施設にあっては、これまで取り組んできた道内及び首都圏の旅行者への積極的なプロモーション活動やラジオ放送など、マスメディアを通じた広告宣伝事業の成果もあり、入館者数は一般入館者数か前期比8.7%、1万5,578人の増、旅行者取り扱いの入館者数は前期比9.9%、540人の増となり、合計では前期比8.7%、1万6,118人の増と、平成19年度以来の20万人を超えるお客様に利用をいただきました。

一方、売上高については、ご当地グルメとして厚岸町商工会飲食業部会とともに開発し、商品化した「えもん丼」は年間で5,000食に迫るほどの任期メニューとなり、さらには、町民利用の拡大と還元として企画実施した「オイスターDEナイト」も好評でしたが、町民を初め利用されるお客様への満足度の向上を目的に行ったレストラン部門における原価率の見直しもあり、最終的な売上高は前期比0.9%、194万4,000円微増の2億1,495万9,000円にとどまりました。

また、2011年の旅行雑誌「北海道じゃらん」において、道の駅ランキングのグルメ部門でグランプリを獲得するとともに、総合ランキングでも第4位と、昨年の11位から大きくランキングを上げました。

今期の営業状況としては、売上高が前期と比較し微増となる中、仕入高にあっては、当施設における取扱高が一番多い「カキ」の仕入れ単価が前期を上回ったことなどから全体で前期比5.4%、584万9,000円の増となる1億1,423万4,000円となり、最終的な経常利益については、前期より537万2,000円の減少となる320万1,000円の黒字計上となりました。

次に、総務事項についてであります。株主総会及び取締役会の開催状況のほか、株式の状況や役員、従業員数の状況など、内容は記載のとおりであります。

次に、4ページの月別入館者状況であります。

月別の入館者の推移は記載のとおりであります。年度間合計数では、一般入館者数が19万4,977人、旅行業者関係の入館者が5,983人で、合わせて20万960人の入館者総数で、前期との比較では8.72%増となっております。

次に、5ページからは決算報告書についてであります。6ページをごらんください。

まず、貸借対照表であります。資産の部では、流動資産は6,294万3,780円、固定資産は126万1,341円、資産合計では6,420万5,121円であり、前期との比較において5.0%の増となっています。

負債の部では、流動負債が1,077万2,994円で、前期との対比では0.4%の増であります。

固定負債につきましては、前期同様ありません。

純資産の部では、株主資本の額が5,343万2,127円であり、これの前期対比では5.9%の増となっています。

利益剰余金は、マイナスとなっていることから欠損金となります。1,156万7,873円となり、前期と対比では20.5%の減少となっております。

また、7ページは財産目録であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをごらんください。

損益計算書であります。

売上高科目のうち純売上高は2億1,495万9,183円で、前期と対比では0.9%の増であり、これに指定管理費等収入を加えた売上高は、2億3,951万6,456円となり、この前期との対比では0.8%の増となっております。

売上原価は1億1,613万9,770円で、前期との対比では4.3%の増であります。売上利益においては1億2,337万6,686円、前期との対比では2.3%の減となっております。

一方、経費であります。販売費及び一般管理費は、1億2,184万7,697円で、次の9ページにその内訳を示しております。これを前期と対比しますと、2.1%の増となっております。この結果、営業利益は152万8,989円となり、前期との比較において78.0%の減となります。これに営業外収益の167万1,533円を加えた経常利益は320万522円となり、この結果、特別損失や法人税など差し引いた当期の純利益は299万2,027円となっております。

この利益の処理につきましては、前期からの繰越損失に充当しており、13ページに示しております。なお、当期末処理となる1,156万7,873円が次期繰越損失として処理されております。

戻りまして、10ページは、株式資本等変動計算書であります。

当期純利益の299万2,027円の計上により、純資産合計の当期末残高は、5,343万2,127円

になっております。

11ページは、個別注記表であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは監査報告書であります。

次に、14ページですが、部門別収支決算書であります。

一番下の行に、それぞれ部門ごとの経常利益の額が記載されております。これを前期との対比で口頭で申し上げますと、総務部門では6.2%の改善となっております。レストラン部門では12.6%の減、魚介市場部門では35%の減、喫茶部門で4.6%の減、展示販売部門で18.4%の減となっております。

15ページからは、平成23年度第19期の営業活動計画についてであります。

16ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度営業活動計画でございます。

営業の概要について読み上げますと、厳しい状況が続く北海道観光の中、当施設ではこれまでの積極的な営業戦略や各種イベントの新たな取り組みなど、入館者数と売上増につながる事業展開を引き続き強力に行ってまいりたいと考えておりました。しかし、本年3月に発生した東北地方太平洋沖地震による津波によって本町の観光資源であり、当施設の主力商品であるカキやアサリも大打撃を受け、さらには福島第一原子力発電所の事故による風評被害も相まって、当初の事業計画は白紙へと余儀なくされ、営業戦略はゼロベースから再出発へととなりました。

この東日本大震災以降、北海道観光への影響や当施設への影響が今後どのような状況となるかは、大変不透明で予想もできない状況下にあります。当施設における販売の柱であるカキの養殖事業は、被災からの復興を目指して稼働を開始しており、今後この状況を踏まえた中で事業計画の見直しを行う一方、これまで好評を得ているイベントをさらに育てる取り組みを実施してまいります。

加えて、今後の観光プロモーション活動については、お客様の多様なニーズにこたえられるような商品開発を旅行業者とも連携し、誘客への取り組みを推進するほか、施設利用者の満足度を高める活気ある施設を目指すとしております。

その上で、当期の計画では11項目にわたる実施事項を掲げて取り組む方針を記載しております。

まず、Ⅰとして、組織力と接客技術の強化、Ⅱとして、町民利用の拡大、Ⅲとして修学旅行誘致の強化、Ⅳとして観光誘客宣伝事業、Ⅴとして施設管理の強化、Ⅵとして総合観光案内所の充実、Ⅶとして、道の駅連携と物産交流プロジェクト、Ⅷとして催事物産販売プロジェクト、Ⅸとしてご当地グルメ事業の推進、Ⅹとしてキャラクターの考案と設置、最後にⅪとして防災拠点に対する危機管理の強化という内容のものとなっております。詳細についてはそれぞれ記載のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、19ページは最後のページになりますが、平成23年度第19期の部門別収支計算書であります。

当期については、これまでの実績を踏まえ各部門ごとに計画の積み上げを行い、全体の純売上高で前期実績の4.6%減となる2億500万円を見込み、売上原価では1億1,078万

5,000円、売上利益としては1億1,864万6,190円、前期実績との対比で3.8%の減と見込んでおります。

また、経費の圧縮に当期も引き続き取り組む内容での積算により、経費合計では前期実績との比較で2.2%減の1億1,919万円を見込んで計上しております。この結果、当期の経常利益は105万6,190円を見込む計画となっております。

以上、経営状況説明書の内容説明ですが、このほか、お手元には補足資料としまして、平成10年度からの収支決算状況推移の表をお配りしておりますので、参考としてください。

以上大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、議案第10号株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況の説明とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。ございませんか。

10番。

●谷口議員 東日本大震災があったというふうなことで、その影響がこれから出てくるのかなというふうに思いますけれども、まず初めに、平成22年度のこの4ページなんですけれども、2月に入館者数の一般入館者数が9,000人、余りお客さんが来ない時期にこの一般入館者数が9,000人台になっているというのは、これは何かあったのかどうなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、今後の見通しというか、今年度23年度の収支計画は前年度売上原価も含めて前年度を下回って計画されているんですね。それで、資料でもらった決算報告を見ますと、平成17年度ですか、この年が大きく売り上げを落としているというふうな状況にあるんですが、それに匹敵というか、それに近づくような売り上げを見込んでいます。これは結果的に、今回の震災等いろいろ影響を受けて旅行者が減るんじゃないか、あるいは飛行機等の便が若干変わってくるというふうなことも、その影響として見ているのか、そういう中で、その今期当たり道東観光すべてがそうらしいですけれども、省エネを含めて結果的に寒い、夏は涼しい北海道へというようなことが大いにやられていたり、あるいは道央圏の修学旅行生なんかを呼び込もうと、東北方面への旅行が大変厳しいというふうなことで、そういうことをコンキリエも確かやっているように伺ったんですが、その辺ではこの売り上げを落とざるを得ないというのは、そこまでやっても前年度を下回るような計画で行かざるを得なかったということに、決算と比較してそういうふうに見ざるを得なかったということになっていくのでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

まず、1点目の今年の2月の入り込み数が閑散期としてはかなり多い入り込みを見ると、何か特別な要因があったのかというようなご質問があったわけでございます。実は、この2月の部分の特別な分析というものは、現場のほうからまだお聞きは詳しく

していなかったところでございますが、ただ、オイスターDEナイトを昨年の4月からずっと開催をさせていただいております。そういった中では、2月がそれまで1月だと10万円程度の売り上げだったものが、この2月には25万円相当に上がっているということで、こういった地道な活動がこの2月に集中をしたと。それと実は、そういった取り組みがだんだん見えてきていたところなんです、3月の部分につきましても、実はこれよりは若干多いのかもしれないのですけれども、震災の関係があったということで、あの日は実はオイスターDEナイトのやっていた日なんです、入り込みにつきましては、あの日につきましては避難状況の入り込みがあって、それをまともにここに計上してしまうと、物すごい数になるということで、この日の実数というのはつかみ切れていません、観光このターミナルを目的に来たお客さんの実数というものを。それで、この3月11日についてのみ、例年の数で実は押さえているということがあります。そういったこともあるかと思います。

また、このときはこれまで、カキでござーるがカキ祭りにあわせて若竹の漁港のほうで行われておりましたけれども、そちらのほうも通年を通した観光客のうち、あるいは冬期間におけるイベントという部分での町の地域の活性化も図りたいという意向もあって、実は2月に、カキでござーるを味覚ターミナルを会場にやっていたということも大きな要因としてあろうかと思います。そういったことの重なりで、この2月閑散期にあって、これだけのお客さんが利用されたのではないかとというふうに推測しているところでございます。

それから、2点目の23年度の収支の部分でございます。実は、この純売上高につきましては、平成22年度と23年度の計画においては、22年の実績から996万円ほど実は純売上高の減少を見込んでおります。これは質問議員おっしゃったとおり、これから大震災を受けてどこまでお客さんが落ち込むかというのは、まだ見えないわけでございますが、実態として3月からエージェントのほうで、ターミナルのほうを利用するという予約が入っていたものがほとんどキャンセルをしているという実態です。それと4月、それと5月、この状況を見ますと、前年対比で4月、5月で売り上げで600万円近い額がもう既に減少しております。ですから、これからどこまで回復化していただくかという部分は、まだまだ見えない中で1,000万円近い減額を見ておりますけれども、これも厳しいのかなと思うぐらいの、今現状ではあります。ただ、これを克服しなければなりません。そのために質問議員言われたように、厚岸町だけではなくて、北海道のほうも修学旅行誘致のためにということで、東北地方がああいう被災を受けて道内の中学生の旅行先が東北に目を向けれるような状況でなくなったと。そういった状況があるので、ぜひ道東方面のほうに足を伸ばしていただきたいという要請も、釧路総合振興局、あるいは釧路観光連盟等々も一緒に入って働きかけも行ってます。

また、釧路町、厚岸町、浜中町、この3町で広域観光推進協議会というのをつくってございますけれども、この3町の事業でも取り急ぎ首都圏のほうに足を伸ばして、エージェントのほうに働きかけを行って、今年については今言ったように計画停電でも予定されていると、涼しい夏をぜひ道東でどうですかということを、そういった商品をつくっていただくための周知・誘客宣伝PRも行ってきました。

それと修学旅行。今年は川湯、弟子屈、阿寒のほうに6,000人、7,000人という形で一

時的に今年は入った見たいです。ただ、中学生の修学旅行の誘致に当たりましては大変厳しい状況があります。というのは、宿泊料金はある程度の設定はあるんですが、体験という部分ではかなり金額が低目だという中で、どこまでこの道東方面で受け入れる状況がつかれるのかというものも、実は観光協会、厚岸味覚ターミナル等々と今調整を進めております。3町の大きな今年の事業計画の中にも、そういった体験旅行を、あるいは首都圏、あるいは道央圏のほうからお客様を持ってこれるようなプログラム開発ができないかというものも、今年は取り組んでいこうということで進めております。

いずれにしても、この先どういうふうな状況になるかわかりませんが、できる限りの努力は続けて、今おっしゃる部分を少しでも回復するような形で取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

ほかにございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（音喜多議員） 日程第13、これより一般質問を行います。

質問は通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、9番、南谷議員の一般質問を行います。

●南谷議員 厚岸町議会第2回定例会一般質問に当たりまして、本町の津波の被害について質問をいたします。

3月11日、マグニチュード9.0の国内観測史上最大規模の地震と津波により多くの人命の犠牲を伴う甚大な被害が発生いたしました。さらに、福島第一原子力発電所の事故が発生し、被害の拡大が懸念されております。お亡くなりになりました多くの方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、本町でも、松葉、奔渡、港町、真栄と多くの床下、床上浸水、カキ、アサリ漁業者など、甚大な被害をこうむられました多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

初めに、被害の実態と対策についてお伺いをいたします。

1点目、商工業者の商品やサンマ棒受網漁に使用のメーカー預かりの発電機などの被害の状況。2点目、被害を受けた船巻機など漁具や漁業資材の対策。3点目、カキ被害の実態と国などの支援対策の状況、また、ホタテ盤育成の声もありましたが、その多雨について。4点目、アサリ礁の被害と国・道の復旧支援対策についてお尋ねをいたします。

次に、このたびの津波の被害で本町の経済に大きな影響が及ぶことが推測されます。

町民の声、多くの町民の皆さん、町の行政執行上財源を憂慮をする声もあります。平成23年度、平成24年度の町の税収にどのような影響が及ぶのか、お尋ねをいたします。

さらには、今後の津波被害に対する防災計画について、おのおの質問したいところですが、今後しっかり対応していただけるものと思いますので、特に私からは町民の希望、声が多かった昨年3月に全戸に配布されましたハザードマップの見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

津波避難対策の見直しとして、特に、奔渡、若竹、湾月、港町、真栄を含め、沿岸域の避難道の確保と避難場所の見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

2点目ですが、まちづくりは人づくりとよく言われます。本町の次代を担う子供たちの教育現場、沿岸域の学校の津波避難対応をどのように考えているのかお尋ねをし、1回目の質問とさせていただきます。

- 議長（音喜多議員） 9 番南谷議員の一般質問の1 回目の答弁は、13時からにしたいと思います。

昼食のため休憩します。

午前11時49分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

9 番議員の1 回目の答弁から始めます。

町長。

- 町長（若狭町長） 9 番、南谷議員のご質問にお答えする前に、一言申し上げたいと存じます。

東日本大震災発生後、本日で97日となりますが、6月14日現在で死亡1万5,429人、行方不明者7,781人、避難している方8万3,951人となっております。改めて亡くなられた方々のご冥福を祈るとともに、身内を失い、住まいを失い、避難を余儀なくされた被災地の方々に心よりお見舞い申し上げ、速やかなる復興を願ってやみません。

それでは、お答えをいたします。

3月11日発生した東日本大震災に起因をする本町の津波災害についてのうち、1点目の被害の実態と対策についてであります。初めに、商工業者の商品やサンマ某受網漁に使用のメーカー預かりの発電機等の被害については、厚岸町商工会が3月16日から津波による被害状況を把握するため、全会員を対象に行った被害調査の結果によると、被害報告のあった事業者数は50件、被害額は全体で2億3,625万円に及んでおります。そのうち厚岸漁業協同組合の調査によって、サンマ棒受網漁に使用する補機については12件、イカ釣機は2件、無線設備が5件の、計6,910万円が冠水被害を受けたと確認しており、残りの2億1,715万円が商品や製品、冷蔵・冷凍機器、車両、建物被害などとなっております。なお、漁船関連の設備被害については、漁船から外して保管した場合、通常では

漁船保険対象にはならないとされておりましたが、今回は未曾有の大震災の被害のことから、いずれも漁船保険で対応できると報告を受けております。しかし、その他の商工業者については、ほとんどが地震保険に加入しておらず、加入していたとしても、その保険によって対応は異なり、漁船関係以外は保険適用は見込まれず、自助努力によるのが実態と聞いております。

一方の支援策であります、町では、北海道が制度融資の金利を据え置く中、金融機関との懇談等を通じて、厚岸町の制度融資の金利を平成23年度に限り0.1%引き下げていただくとともに、このたびの津波被害を受けた中小企業者の復旧資金の借り入れについて、その利子の一部を補給することとしております。

また、北海道では低利の融資制度の創設、国は緊急補償制度の充実、政府系金融機関による貸付金利の引き下げなど、企業の金融支援に取り組んでおります。

次に、被害を受けた船巻機等漁具や漁業資材の対策については、船巻機が80件で、被害額400万円、養殖用の洗浄機や冷蔵庫や漁船機器用のバッテリー等が47件で、被害額671万円、その他漁業資材としてスベリ板、フロート、かご、魚網等が82件で、被害額1,437万円となっており、そのすべてが自己対応となっております。

また、倉庫や乾燥庫などの冠水被害が41件で、被害額555万円、軽四トラックや2トントラックなど16台の海中転落や浸水被害が2,103万円となっており、この復旧は自己対応または融資を活用した自助努力によるものとなっております。

次に、カキ被害の実態と国などの支援対策は、また、ホタテ盤育成の声もあったがその対応はについてであります、カキについては、厚岸湖内や湾内に設置していたカキ養殖施設が絡み合って団子状態となり、垂下されていてカキやかごの多くが脱落するなど、甚大な被害を受けました。

具体的には、湖内の養殖施設の被害が1,503台のうち1,033台、被害額は1億3,160万円で、湾内の養殖施設の被害が9件で、被害額は300万円であります。これら養殖施設の被災に伴う、カキの脱落による生産物としての被害額は、湖内においては756トン、5億6,290万円、湾内においては、22.9トン、1,750万円となっており、これらカキ養殖全体での被害額は合計で7億1,500万円となっております。

カキ養殖施設の復旧事業については、当初個人施設として復旧を検討しておりましたが、1施設当たりの残存価格が2分の1に算定され、復旧額が採択基準に満たないことから、事業対象として認められる厚岸漁業協同組合の共同利用施設による整備事業として、2次補正予算での措置を国に要望しているところであります。

また、カキのホタテ盤種苗の生産については、例年、宮城県から入荷していたホタテ盤種苗が津波発生直後に壊滅との情報を受けたことから、厚岸漁業協同組合から町に対し、カキ種苗センターにおいて、これまで宮城県に依存していた70枚を1連というホタテ盤種苗を、3,500連から5,000連生産してほしいとの要望がありました。しかし、5月に入り、例年の8割の数量ではありますが、宮城県から1万6,500の種苗が入荷し、漁業者により厚岸湖内での養殖が始められているところであります。

しかしながら、今後の安定的なカキ種苗の確保を図るためには、地元産種苗の確保は必要不可欠であり、厚岸漁業協同組合や釧路地区水産技術普及指導所と連携し、カキのホタテ盤種苗の生産を試験的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、アサリ礁の被害と国・道の復旧支援策はについてであります。アサリ礁についても、砂とアサリが流出し、地盤が露出して、残ったアサリがむき出しとなり死んでしまうなどの大きな被害を受けました。

具体的には、アサリ礁の被害額は5億1,500万円、生産物としてのアサリの被害額は2,260トン、10億3,800万円、合計15億5,300万円と非常に大きな被害となっております。

このアサリ礁の復旧につきましては、砂の投入を可能にする制度改正を国の1次補正予算に要望しておりましたが、計上が見送りとなったため、現在7月から8月にかけて産卵期を前に早急な砂の投入を求める漁業者について、厚岸漁業協同組合が事業主体となり、今議会の補正予算を上程しておりますが、北海道と厚岸町の支援を受けて、地域づくり総合交付金事業により、復旧作業を行うこととしております。

しかしながら、全体の復旧については、国の支援なくしては不可能なことから、2次補正予算での対応を強く要望しているところであります。

先般、私が上京し、水産庁長官へ直接要望を行った際にも、厚岸町のアサリ礁については、独自の漁場形態であることから、なかなか難しい状況ではあるが、改めて要望を踏まえチャレンジしたいとの回答をいただいたところであります。

いずれにいたしましても、カキ、アサリの養殖施設などの被害は甚大であり、現在、これらを復旧するため、厚岸漁業協同組合と連携しながら、全力を挙げた取り組みを行っているところでございます。

続いて、2点目の平成23年度、平成24年度の町の税収に、どのような影響がありますかについてであります。津波被害による課税ベースの影響額は、損害額をすべて23年度で更生した場合に町民税で約140万円、固定資産税の償却資産分で約40万円、軽自動車税の減免で約20万円、国民健康保険税で約110万円で、合計約310万円の減と試算しております。

また、平成24年度では、本年度のカキ・アサリ漁の厚岸漁業協同組合における水揚げが、昨年度に比して半減するとの予想をもとに、町民税で約400万円の減、軽自動車税の減免で約20万円の減、国民健康保険税で約680万円の減で、合計で約1,100万円の減と試算しております。

また、納税についても減収や災害復旧費などにより、納期どおりに納められない方が出ることも予想されますので、個別の納税相談に応じて、徴収猶予や、または分納の対応をとってまいります。

続いて、3点目のハザードマップの見直しが必要と考えられるが、どうされますかとのご質問についてであります。平成22年3月に町内の全世帯へ配布しました、現在の津波ハザードマップは、平成16年の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、平成18年に北海道が作成し、対象市町村に周知した津波シミュレーション及び被害想定調査の結果において、本町への影響が大きい根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震及び500年間隔地震のうち、想定される地震、津波、浸水区域及び被害の規模が最も大きかった500年間隔地震のマグニチュード、震源地、津波の最大水位、到達予想時間、津波浸水予想図に避難場所などの必要事項を加えて策定したものであります。

現在、北海道では、このたびの東日本大震災を踏まえ、学識経験者による地震専門委

員会を開き、想定地震の点検・見直しを行っているところであります。

また、北海道は、この委員会で検討された新たな想定地震をもとに、平成24年3月には、厚岸町を含む道内沿岸81市町村の新たな津波浸水予想図を策定し、当該市町村へ周知することとしております。

町としては、北海道が予定している作業スケジュールに従い、この新たに作成される津波浸水予想図をもとに、新たなハザードマップを作成し、来年度早々には町内の全世帯へ配布したいと考えております。

次に、奔渡、若竹、湾月、港町、真栄を含む沿岸域への避難道の確保と場所の設定の見直しについてであります。まず、沿岸域の避難道確保についてであります。

なお、このご質問については、本町の地形的特徴から、近接地に適当な高台がなく、他の地区に比べ、指定の避難場所が遠距離の奔渡、若竹、湾月地区の一部と港町地区、急傾斜地の中に国と北海道の道路用地に挟まれたＪＲ北海道の線路敷地があるために、避難ルートが分断され、直接的に指定の避難場所へ避難できない宮園、真栄地区の一部の住民のための新たな避難道の確保ということとして、お答えをさせていただきます。

これらの地区の避難道の確保については、これまでの議会や地元自治会などから、数多くのご提言、ご要望、ご意見をいただいております。

初めに、奔渡1丁目から5丁目までの沿岸域については、後方のお供山の斜面のほぼすべてが急傾斜地で、そのほとんどで地崩れ防止のための治山事業が施されており、下部には、高さ約2メートルから2.5メートルのコンクリート擁壁が設置されております。地震発生後、治山施設を管理する釧路総合振興局森林室と、緊急的に避難できる場所として、治山施設とコンクリート擁壁を上がったところの間のスペースを利用することの可否と、そのスペースへ登るための階段設置の可否について、改めて聞いたところ、いずれも可能であるし、実際に取りつけている自治体もあるとの回答をいただきましたが、あわせて、震度6強から7の地震が発生した場合、この治山施設が崩壊しないという保障もできないとのことでしたので、やはりその危険性はぬぐえないものと考えます。

このことから、今まさに5分から10分の間で大津波が来襲するという状況を想定した場合の、この地区での緊急的な避難場所としては、コアぽんときらくの2階と屋上、奔渡5丁目門助の沢の私有地しかないものと考えております。現在この2カ所とも避難場所に指定しておりませんが、コアぽんときらくについては、500年間隔地震の津波浸水予想区域外であり、施設の2階と屋上はほぼ海拔10メートルに近い高さとなっておりますし、奔渡5丁目の門助の沢の私有地については海拔10メートルには達していないものの、それに近い高さで相当広いスペースの庭があり、住民避難について所有者からの承諾も得られておりますので、地元自治会にはこの2カ所を緊急の避難場所としてお示しするとともに、ご理解いただけるよう協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、真栄地区と宮園地区の沿岸域については、これまでの議会でも申し上げてきましたが、町としては、これまでに何度もＪＲ北海道に対し、緊急時の線路横断による避難行動、所有地への避難路の設置について要請を行ってきております。

これに対しＪＲ北海道からは、緊急避難で線路を横断する行為については、これを妨げるものではないし、津波警報など発令に伴うＪＲ車両の緊急運行停止のほか、そのような事態が起きたときには厚岸駅へ一報をいただければ、直ちに運行を停止するとの理

解ある回答をいただいております。一方、避難路などの構築物の設置については、線路敷地内への進入による事故発生の危険があり、平常時における安全管理面での問題が発生するおそれがあることから、これを認めることはできないとの回答に終始してきましたが、震災後に改めて行った要請では、初めて設置要望場所を確認させていただきたいとの前向きな回答をいただき、昨日14日、町職員同行の上、現地確認と両者間での協議が行われたところであり、後日、J R 北海道から設置の諾否について回答がなされることとなっております。

今後、どのような回答がなされるかわかりませんが、今回、J R 北海道が現地確認を行ったことは、これまでよりは一步前進したものと考えておりますし、設置の承諾が得られる場合には、今後、整備に当たり必要となる国道及び道道を所管する関係機関とも協議し、四者間での連携を図りながら、地域住民の生命・安全を守るため、また、地元自治会の切なる要望にこえられるよう、避難路設置に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、湾月、若竹、港町地区については、奔渡地区のような緊急時に避難できる公共施設や適当な高台がないことから、新たな避難道の確保には至らないものと考えてますし、現状においては、少しでも早く避難できる道路を通り、地区ごとに指定された最寄りの避難場所へ避難していただく方法しかないものと考えておりますので、ご理解願います。

次に、避難場所の見直しについてであります。現在の厚岸町地域防災計画における43カ所の津波緊急避難場所は、健常者が徒歩で30分以内に避難可能な海拔10メートル以上の高台にあって、かつ、その後方にさらなる高台を有する施設、駐車場、広場などであることを基本として定めたものであること、また、500年間隔地震による津波浸水予想図においても、その区域外に位置していること、さらに、このたびの震災後の検証においても、場所としては特に問題がなかったものと考えていることから、今のところ現在の避難場所を見直す必要はないものと考えております。ただし、本年度中に北海道が策定する新たな津波浸水予想図において、現在の避難場所が浸水区域となった場合には、改めて見直しを行いたいと考えておりますので、ご理解願います。

なお、次の沿岸域の学校の津波避難対応については、教育長から答弁がございます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 教育委員会からは、イ、沿岸域の学校の津波避難対応についてどのように考えていますかについてお答えさせていただきます。

教育委員会並びに各学校におきましては、このたびの東日本大震災における小中学校の痛ましい被害状況を見たとき、現在の本町の沿岸地域における学校避難計画では、不十分であるとの共通認識を持ち、本年4月の定例校長会議において、その見直しを図ることにいたしました。

この見直しに対しては、各学校ごとに校舎の状況や立地条件が異なることから、教育委員会からは見直しに関する基本的な方針を示し、各学校ごとに避難計画を作成することとし、保護者や地域とも協議の上、進めることといたしました。

その見直しの基本には、今回の東日本大震災における、大津波による被害を教訓とした避難計画に重点を置き、その第1としては、町指定の最寄りの避難場所への避難を優先する。第2には、保護者へ避難計画や児童生徒の下校について、日常的に活用できる工夫をした周知を図る。第3には、その計画を災害時に生かすための訓練を実施するとともに、訓練終了後の点検を行い、よりよい計画の見直しを継続的に図っていく。

大きくはこの3点を基本として、市街地4校及び床潭小学校の沿岸域の学校を中心に、大津波における避難計画の見直しを進めているところであります。

現在、学校ごとに多少のばらつきはありますが、既に実際の避難訓練を実施している学校もあり、今後も継続的に津波避難対策を進め、防災教育の充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 商工業者等の被害は、3月31日現在、商工会の聞き取りで2億3,625万円に及んでおり、当初危惧されましたサンマの補機につきましては、漁船保険の対象になる見込みであるということで、安堵いたしたところでございますが、他の商店や商工業者の皆さんの関係につきましては、残念ながら、対策としては厚岸町の制度融資の金利0.1%下げの対応、さらには、国・道の金融支援に取り組んでまいるとのご答弁でございましたけれども、この道・国の金融支援につきまして、もう少し詳しくお尋ねをさせていただきます。

次に、船外機、冷凍、冷蔵庫など昆布の被害などが多くの浜の皆さんが被災をされましたが、融資を活用されました自助努力で復帰をさせていただくということでございますので、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さらには、カキの対策についてお伺いをさせていただきます。

カキ事業者でございますが、カキは約3年ぐらいを見据えて計画生産で営んできておるわけでございますが、十分とは言えないまでも5割程度のことしの種苗がめどがついたということで、まずはほっとしているわけでございますが、23年、24年の水揚げには厳しいものがあるかと考えます。町のほうではこの辺についてどのようにとらえておられるのでしょうか。また、ホタテ盤の試験的な取り組みについて規模や予算など、もう少し詳しい説明を求めます。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私のほうから1点目のご質問のありました国のこういった被災に対する金融支援の内容、道の低利の部分でございます。

北海道におきましては、質問議員もご承知かと思いますが、制度資金でございますが、その中でも災害貸付融資要領というものを定めまして、低利の固定金利でございますが、5年以内であれば1.3%、10年以内であれば1.5%というような形の中で、別枠での制度融資の制度を設けております。こういったものが、今、北海道では行っているというこ

とでございます。

それと、国における緊急保障制度、あるいは政府系金融機関による貸し付けという部分でございますが、セーフティーネットと言われる緊急保障制度の充実ということで、この東日本大震災に関連した緊急保障制度を新たに追加的な支援で当初枠の拡大を行ってございます。また、政府系金融機関による貸付金利につきましても、それぞれ持っている制度融資から、さらに0.9%程度、貸付金利を下げるという形での支援も行っているところでございます。細かく制度はいろいろ国のほうも政府系といいましても幾つか銀行もありますものですから、それによって内容は若干異なりますけれども、そういうような貸付金利の引き下げということでは、おおむね0.9%ほど、政府系金融機関で行っている。

それと1点、町のほうで先ほど言われた、質問議員の中では、そういった部分については町のほうでは0.1%の制度融資の引き下げということを言われましたが、そのほかに先般の臨時会でも議決いただきました利子の補給制度、利子の一部を補給する制度をもって、町のほうでは支援をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） お答えさせていただきます。

カキの水揚げの関係でございますけれども、平成23年、平成24年につきましては、おっしゃられるとおり、かなりな被害があるというか、影響があるというふうに考えております。漁協さんのほうと打ち合わせをさせていただいておりますが、詳細な推計というのはなかなか難しいんでございますけれども、一応市場の水揚げ、それから直販で売っているもの、それを合わせて3年間の平均を出しますと、大体4億8,000万円程度になります。この4億8,000万円を平成23年度、今年度につきましては、50%程度の水揚げになるのではないかとというふうに予想を立てております。それから、24年度につきましては、50%に今年入ったものの分が一部入ってまいりますので、それが10%程度かさ上げて、60%程度の水揚げと、2億8,800万円程度の水揚げになるのではないかとというふうに予想を立てております。

それから、ホタテ盤の種苗の生産試験の関係でございますけれども、当初3,500連から5,000連ということで要望を受けておまして、その生産に向けて母貝の畜養というのを始めておりますけれども、実際に6月に入りまして、漁協さんのほうから1万6,500連が入ったということで、今年については試験的にやっていきたいというお話を受けてございます。それで、私どもとしまして、漁協さんのほうとも相談をしまして、基本的にカキの種苗センターはシングルシードの種苗をつくるための施設でございまして、そういう想定でつくっております。それでホタテ盤でつくるということになりますと、あそこでそのままつくるということになりませんので、まず幼生まではあその種苗センターでつくって、それから今度幼生をホタテ盤にくっつけるところから、中間育成までについてはどうしてもあその中でなかなか難しいということになりますので、カキセンターの外側にテントなんかを張りまして、簡易的な施設をつくりまして、そこで試験的にやっ

ていきたいということで、漁協さんとお話しをしております。

今の段階では、200万円程度でそういったものを用意しまして、町と、それから漁協さんと、それから釧路地区の水産技術普及指導所、それらを巻き込んでその試験種苗の生産をやっていきたいというふうに検討しているところでございます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 アサリ礁の復旧についてお伺いをいたします。

国の1次補正予算では残念ながら、残念な結果に至ってしまいました。本定例会にも道の単独事業による砂を確保し、投入作業を行うべく数字が計上されておるのですが、まず、この内容についてもう少し詳しく説明を求めます。

また、アサリ漁はアサリ礁造成をしてから出荷できるまで、約7年間ぐらいの歳月を要するとよく言われておりますが、浜の皆さん、この間、収入も大幅な減少を余儀なくされるわけでございますし、新たな投資が必要となるわけでございます。浜の皆さん、国や道の支援を本当に心待ちにしておるところでございます。町として、漁協としっかりタッグを組んで、オール厚岸で国の2次補正に向けて最大の努力をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

6月の9日、組合、道、そして町長を初め、2次補正予算ぜひ獲得のために国のほうに陳情要望をされてきてますが、この内容につきまして、もう少し詳しい説明を求めます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） アサリ礁の問題についてお答えをさせていただきます。

漁業者にとりましては死活問題でございます。その認識はもちろんのこと、何といってもやはり厚岸町の基幹産業をしっかりと守っていかなければならない私の責任もあります。そういう心構えを持ちながら、さきにアサリ礁の復旧についての要望に行ってまいったわけでありまして。日帰りで行ってまいりました。しかしながら、大変厳しい状況であったわけでありまして、先ほど答弁いたしました、水産庁長官からは前向きな回答をいただいたと、そのように認識をしておるわけでありまして。

なぜかと言いますと、カキの復旧については全国的な課題でもある。アサリ礁については厚岸町だけの問題であります。それだけ水産庁といたしましても対応に苦慮をいたしておるようであります。しかしながら、2次補正でぜひ採択をお願い申し上げたいということで、お願いをしてきたところであります。

さらには、また、各国会議員にもお願いをしましておいております。さらにはまた、農水省の政務官にもお願いをいたしておるところでもございます。何とか2次補正で採択できるように私からも強く期待を持ってやまないわけでありまして、国政がこのような状況であります。速やかなる2次補正を決定していただくことを期待せざるを得ないわけでございまして、これが漁業を救う何よりの予算でありますので、私といたしまして

は、今後とも力強い強力な運動をしてまいりたい。時に事業主体は漁業協同組合でありますので、漁業協同組合とタイアップしながら、さらに運動を展開してまいりたいと、そのように考えております。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 道単事業の関係をお答えさせていただきます。

今回の補正予算にも上げさせていただいております。この道単事業につきましては、1次補正でそのアサリ礁の復旧というものが見送られてしまったということで、7月、8月の着定期までに何とかその床づくりをしたいという漁業者の強い希望がございました。それに北海道のほうもこたえていただきまして、1,950万円の地域づくり交付金ということを用意していただきました。その1,950万円で山砂を1万4,280立米ほど用意しまして、これを漁業者の手によって投入していただくと、アサリ砂に戻していただくというふうに考えてございます。北海道から920万円の補助をいただきまして、残りの地元負担のうち3分の1を厚岸町が補助としてださせていただいて、今回、予算には歳入として920万円、それからその北海道から来る920万円と厚岸町が負担する3分の1分、343万3,000円を合わせまして、1,263万3,000円を漁業協同組合の補助のほうに補助をするということで補正予算に計上をさせていただいております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 次に、平成23年度、24年度の税収についてお伺いをさせていただきます。

平成23年度の当初予算、町民税個人分でございますが、3億9,100万円、84万8,000円ということで当初予算で計上がなされました。これは平成22年1月1日から12月までの過年度分を基礎にした町税だというふうに理解をしておるのですが、先ほどのご答弁で23年度ですべて損害額を更生をしてというご答弁でございましたんですが、修正申告をした場合という理解でよろしいのでしょうか。それから、その算定基準はただいま産業振興課長のほうから試算された数字と合致しているのでしょうか、まずこの点について確認をさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） お答え申し上げます。

23年度の課税はご質問者おっしゃられるとおり前年度の1月から12月までの所得をもとに計算されてございます。そこで、このたびのご質問にお答えするために、我々が試算する前提として被災が受ける前の所得ですべてその損害額を計算し直すと。専門用語では更生という言葉を使うんですけれども、更生した場合ということで試算をさせていただきました。ですから、その前提の中で、ご質問にお答えするために、ある程度課税されている方の氏名というものも我々は抽出いたしまして、それと被害を調査された産業振興課と、それからまちづくり推進課のほうから個別の被害の状況をいただいた中で

の試算でございます。この辺はお互いに情報交換しながら、できるだけご質問者の意に添うような形で試算するという方向性で情報交換しながら試算してまいったところでございます。ですから、ご質問者おっしゃられるような状況の中で計算されてきたということでございます。

●議長（音喜多議員） 9 番。

●南谷議員 町ではやはり今回の津波の被害で厚岸町の行政執行上、財源がどうなるんだろうと非常に危惧してる声があります。これから数字を試算しますと、国保税を除きますと23年度では約200万円、24年度では420万円、このような数字になりますよね、実質。国保税も含めて収納率がやはり収入源になってくるから落ち込むんだらうと、こういうご答弁もありましたが、収納率の関係についてもう少し詳しく、どのようにとらえているのか、対応策についてはこのような分納も含めて対応しておりますとありますが、収納率私も落ち込むのではないのかなという、これにつきましては予測のなかなかつきにくい部分なんでしょうけれども、とらえ方。それから、先ほども申しましたが、町の行政執行上の財源として、このくらいの数字でどうなのかについてお答えをいただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者がおっしゃられるとおり、厚岸町の一次産業を襲った自然災害の中で非常に甚大な被害を被ったということで、税收についても少なからず影響あるものというふうに私どももとらえてございます。特に22年度の収入につきましては、震災が起きてから5月までが出納整理期間ですので、その間の状況を聞いておりますと、最後の5月の収納においては、そのカキ、アサリの被害者の中で最終的に5月末までは無理ですけれども、今年度の23年度の中では納めさせていただきたいという方は、やっぱり何人か言ってもらえました。

ただ、全体の収納の中では、昨年度の現年分をこのままある収納額が確保できそうだと、今、数字精査中でありましてけれども、そのような状況になってございます。そういった中で、今回の我々が試算した数百万円の数字というのは、課税ベースでございまして、このくらいの数字ですと全体の億単位の税收の中では、飲み込んでいける数字ではないかなというふうに思っております。ただ、収入率というものについては、今後の納入状況、納税相談の中で、どのような状況になっていくのかということと23年度の決算見込みも受けて対応してまいりたいというふうに思います。被災に遭われてない方もいらっしゃると思いますので、そういった方にはできるだけ納税を奨励していただくということも、復興財源を確保いすると前提でも大事なかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 9 番、南谷議員。

- 南谷議員 ハザードマップについてお伺いをさせていただきます。議長、あと残り何分でしょうか。（「10分」と言う声あり）

奔渡の1丁目から5丁目、若竹の方々から多くの方々に山に避難したくても治山工事が山すそはコンクリートの壁、あそこにはしごをかけていただきたい、そういう声が多くあります。ご答弁ですと、震度6以上だと山が崩壊の可能性もあると。そうしますと、どっちがどうなのかなというふうに憂慮をして聞いておりましたけれども、改良の余地もあるということですのでございますから、関係者、自治会の皆さんとよく協議をして対応すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

それから、真栄、宮園地区の沿岸地域については、この件については鉄道線路の関係があって、12番室崎議員さんからも以前によくその要望のあったところでございますが、先ほどのようなご答弁ですと、国鉄側も若干の窓口を開いていただいた。ぜひ町民のためにももっと的確な対応をしていただけるように強い要請をしていただきたいと存じます。

それから、ハザードマップに記載の避難場所の設定場所の見直しでございます。2カ所くらいはというご答弁でございましたけれども、指定場所は余り変える気はないと。ただし、国の方針が見えればというご答弁でございましたが、私が見る限りこのハザードマップでございますが、多くの部分が青いんですよ、これ、厚岸町全体が。これ1メートル以下ですよ。でも多くの町民の皆さんは今回の東日本大震災ではこの1メートル以下ではなと憂慮しているのが僕は実態だと思うんですね、1メートルでは足りないんじゃないのかと。ですから、私は避難場所の設定それらも含めて国のある程度の学術的な数字も出てこなければ、軽々には動けないのしょうけれども、見直しの必要はあろうかなと存じますが、いかがでしょうか。

- 議長（音喜多議員） 町長。

- 町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

何と言いましても行政は住民の安全を守ることが第一であります。今般の東日本大震災の厚岸町における津波は、種苗センターの行跡であります。約2.7メートルでございます。これは気象庁発表でございます。そういう意味におきまして、最悪の状況も想定した中でハザードマップを作成していかなければならない、私はそのように思っております。

先ほどの答弁があったわけですが、北海道も24年の3月までにハザードマップ、今回の東北地震を契機として、見直さなければならないという考えも持っておるわけがありますので、私どもといたしましても、それを基本として厚岸町としてはどのようなハザードマップがいいのか住民に踏まえながら、色刷りについてもそうであります。今、青という問題がありましたが、薄い青と濃い青、全くわかりません。私自体も気づいて申しわけないわけですが、そういう点も十分に踏まえながら住民にわかりやすいハザードマップ、安心して逃げられる、避難できるハザードマップにしていきたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

- 議長（音喜多議員） 9番。

●南谷議員 沿岸域の学校の津波避難対応についてお伺いをさせていただきます。

基本的な見直しをしてきたと、学校長のほうに教育長としてはしてきたのかなというふうに理解をさせていただきますが、まずその内容につきまして、具体的に説明をしていただきたいと思います。と存じます。

それから、6月の8日なんですけれども、私もたまたま床潭のほうに出向きました。小学校の生徒が避難訓練を実施しておりました。現場に遭遇したわけでございますけれども、この訓練に要した時間、また、訓練に当たってのいろいろな気づいた点などがありましたら、教えていただきたいと思います。と存じます。

さらには、真竜小学校のほうに出向いてまいりました。校長先生たまたまおったんですが、地震、津波、学校ではという、今こういうことを取り組んでいるんですよということで、思案中だという時期だったんですけれども、いただいてまいりました。非常に見やすい大津波の警報、コンキリエに避難しますと、警報が解除されてもと、こういうレジメ、見やすいわかりやすい、それから父母の皆さんとのアクセスもしっかりされておりました。これらにつきまして、真竜小学校だけなんだろうかと、教育長サイドとして学校にどのようなアクセスをしているのか。答弁では4月にというご答弁がございましたが、私の知る限り、4月の30日に既に白糠町では学校の訓練を実施しております。非常に私はこの温度差を感じたわけでございます。そして、白糠では訓練を実施した結果、途中の低いところを通っていかなければならない、これも課題の一つであると、いろいろと検証をされておるんですが、この辺の動き、指揮官として教育長として、やはり厚岸の子供たちのおとこい生命を守るという立場から、やっぱり今までの経験にないことを今だからこそ私は発揮していかなければならないし、取り組んでいかなければならないと。指導室長も課長もかわった時期でございますけれども、私はいろいろな問題があったにしても教育長として、やはり指揮者として取り組んで遅延のないようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） お答えさせていただきます。

まず、基本的な見直しについての具体的なものということでございますが、まず、さきにご答弁させていただきました中身の3点のことでございますが、まず、1点目の町指定の避難場所の避難についての見直しということでございますが、これは各最寄りの避難場所への避難の再確認、それからまた避難経路の確認、並びに学校管理課以外での対応などを徹底を図る内容で避難対応をしていこうという内容でございます。

2点目の保護者との連携を強化するという内容でございますが、避難計画や児童生徒の迎えの関係など、いざというときに対応できるよう、その保護者への避難対応の書面を配布する。今、ご質問者示していただきました、そのような内容を全校で実施する内容としてございます。

3点目の避難訓練につきましては、災害時もちろんスムーズな避難、無論でございますけれども、実際に避難にかかる時間ですとか、それから避難における問題点などとい

うものを検証するため、よりよい避難計画をつくるというような内容でございます。

それから、床潭小学校の避難訓練でございますが、かかった時間につきましては、指示が13時55分、それから床潭陣営に最後の生徒と先生が到着するまで約6分間を要してございます。課題といたしましては、冬場の状況をどうするか、それから長期時間滞在するようなことになった場合、やはり非常物資も神社とかに預かってもらうような方法がとれないだろうか、そのような協議も進めていこうというような内容も問題点として出されてございます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私のほうからは、今回の教育委員会の指示、あるいは学校との協議の問題でございます。

ご存じのとおり、今回の震災の後に各学校がどのような時間経過でどういう対応をとったということについては、すぐ地震直後に調査をさせていただいております。それをもとにそれぞれの学校と協議をさせていただき、4月の校長会の段階でその検証についても協議をしております。また、道教委からも緊急点検については4月13日付に通知がございまして、これについても各学校に配布をし、取り組みも行っているところでございます。

今回の部分でございますけれども、それぞれの学校が今までは、確かに避難場所としてありました。ただ、今回の場合、例えば避難勧告が出たけれども、学校の中にとどめていたというふうな状況もあります。それぞれ最終的な中で統一した避難場所への避難がなされていないというのがございました。この点についてはやはり徹底を図るべき。

もう一つは、非常に難しかったのは、ちょうど下校時間であって、もう既に生徒が半分帰っているというふうな状況も東北地方でもありましたけれども、うちの町でもそういう状況にあり、それぞれの学校がすべての生徒について、同じ対応をとれない時間帯であったというのもあります。ただ、そういう時間帯での災害も今回のようにあるわけですから、それも含めてすべての状況の中で対応を図るようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しております3点についてお伺いをいたします。

まず初めに、未曾有の被害をもたらしました3月11日発生いたしました東日本大震災による大津波警報で厚岸町の避難区域住民の避難状況を検証し、住民の生命を守るためには現在の地域防災計画、ハザードマップの見直しをさらに行い、今後の防災対策が住民に理解され、行政と一体となって取り組むことが急がれると考え、以下の点について

お伺いをいたします。

一つ目は、注意報・警報が発表されてからの役場の体制と、各避難所・住民誘導などの職員配置、関係機関との連携はどのように行われたのか、学校、保育所についても説明をお願いいたします。

二つ目は、住民の避難状況はどうであったのかということであります。住民の避難状況と避難できなかった方の主な理由は何だったのかを調査されているかどうか、お伺いをいたします。

二つ目は、医療・介護施設等の避難は行われたのか、民間施設も含めてお伺いをいたします。

三つ目は、屋外避難場所へ避難された方を避難所への誘導と避難された方々に対する情報提供・指示などは本部から適時・的確に伝えられたのか。情報・指示の伝達はどのように行われたのか、配置されている職員と双方向スムーズに行われていたのかお伺いをいたします。

四つ目は、避難所の備蓄品はどのようなになっているのか。今回避難された方々には行き渡ったのか、食糧・毛布・寝袋などについてお伺いをいたします。

五つ目は、役場、医療、福祉施設・ライフラインの非常時の機能確保はどのようなになっているのか、非常用電源、機能の移転等について計画があるのかどうなのかも含めてお伺いをいたします。

六つ目は、今回の地震津波被害状況、厚岸町においてはこの2月に地域防災計画が見直され、つい最近その冊子になったものが私たちにも届いておりますが、震災前の見直しであり、500年間隔地震津波ハザードマップについても、さらなる見直しを行うべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

二つ目は、東日本大震災津波による厚岸町内の被害状況について、さらには復旧についてお伺いをいたします。

厚岸町においても今回の津波被害は、道路の冠水を初め、住宅、商店、整備工場を初め、水産施設、船舶、養殖施設など、漁業被害も大きな被害を受けましたが、その被害状況について説明を伺います。その上で、その後の経過と復旧についてどのように取り組まれているか、お伺いをいたします。

三つ目は、横断歩道や信号機の設置についてであります。

地域から横断歩道や信号機を設置について、要望があった場合にはどのように町として対応されているのか、お伺いをいたします。

港町1号公園に通じる交差点は隣接する大型店や、近くには水産加工場があり、買い物客や大型トラックが頻繁に通る、以前には交通事故もあったと聞いております。横断歩道の要望は以前から出ていることであり、現在まで実現がされておられません。このような要望には早急にこたえるべきと思いますが、今後の対応についてお伺いをいたしまして、私の1回目の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

多岐にわたっておりますので、少々時間がかかりますこととお許しをいただきたいと思います。

1 点目の東日本大震災津波による住民の避難状況と今後の防災対策についてのうち、初めに注意報・警報が発表されてからの役場の体制、各避難所・住民誘導などの職員配置、関係機関との連携はどのように行われたのかについてであります。注意報・警報が発表されてからの役場の体制については、3月11日、午後2時49分、北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発令されたことを受け、防災行政無線で津波注意報発令の注意喚起を行い、午後3時に災害対策本部を設置し、その後、津波注意報から津波警報へ切りかわると同時に、避難勧告を発令しました。

なお、防災行政無線による町民への周知は、地震発生から津波注意報が解除された3月13日までの間、18回行っております。

各避難所、住民誘導などの職員配置については、午後3時15分の避難勧告発令と同時に、避難場所への職員配置を指示し、20分後の午後3時35分には、小島を除くすべての避難場所へ61人の職員配置が完了、避難者の受け入れ態勢を整えました。

関係機関との連携については、厚岸消防署、厚岸警察署、釧路開発建設部、陸上自衛隊が役場に連絡要員を配置し、随時、災害対策本部と情報交換を行いながら、その対応に当たり、その他関係機関とは適時の電話連絡により連携を図ったところであります。

次に、住民の避難状況と避難できなかった方の主な理由は、何だったのかについてありますが、まず、住民の避難状況について、このたびの最大避難者数が午後5時現在の1,030人であり、避難勧告対象となった17地区の人口約8,000人に対し、その避難率は約13%であります。また、避難場所ごと、時間ごとの避難者数の状況は、お配りしている資料のとおり、湖南地区ではネイパル厚岸、湖北地区では厚岸味覚ターミナル・コンキリエに避難が集中し、大津波警報中にもかかわらず、時間の経過とともに徐々に避難者が減少していきました。

なお、この避難者数は、各避難場所に配置された職員が、目視によって確認したものであり、場所は時間によっては、おおよその数値が含まれていることを申し添えます。

また、避難できなかった方の主な理由については、避難勧告発令時、高齢者のみの世帯や障害重度の世帯のうち、安否確認が必要な世帯は901世帯であり、町では、午後3時15分から、これらの世帯への安否確認を開始し、午後3時50分からは、これら災害時要援護者の方に対する避難所での支援や個別の支援を開始しました。

このたびの安否確認などの結果では、みずからの意思で避難しなかった人はおりましたが、避難する意思があるにもかかわらず、自治会や親戚などの支援がなかったために支援できなかったという人はいなかったものと認識しております。

一方、避難しなかった人の理由については、近年、津波警報が発令されても、実際には大きな災害を招くような津波の発生に至っていないことが、今度も厚岸には津波が来ないから大丈夫との住民意識によるものと考えております。

次に、医療・介護施設の避難は行われたのかについてありますが、町立厚岸病院では、当日が金曜日で、常設3科に加え整形外科の診療日でもあったことから、外来患者が通常より多く来院していたことと、午後から救急車で患者の受け入れが2回あり、警報発令中においても、院内には患者や家族がやや多く滞在している状況にありました。

そのため、速やかな情報提供が最も重要であると考え、災害対策本部からの避難勧告や現状の情報などを、適時、院内放送により行い、あわせて、病状やけがなどで避難場所へ避難させることが困難な患者については、2階または3階へ移動させることが適切と判断し、速やかに介助と誘導を行いました。

また、2階及び3階の入院病棟については、2階以上のフロアーが海拔10メートル以上の高さにあることから、予測される津波の高さなどの情報を得ながら、巡回を行う中で看護を継続しました。

特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンターでは、屋外に出るより施設内にいるほうが安全であるとの判断から、速やかにデイサービスセンター利用者の家族と連絡を取り、迎えにこられた7名以外の方については、あえて状況が落ち着くまでの間、施設に滞在していただく措置をとりました。

民間の医療機関では、来院されていた方が独自に避難できる前に、すべての患者の診療を終えることができたとのことであります。

また、民間の介護施設では、通所系サービス事業所である2施設で、ひとり暮らしの方の避難を検討されたそうですが、結果として、全員に帰宅していただいたと聞いております。

なお、グループホームでは、2施設ともに町が指定する避難区域に位置していることから、避難をしなかったとのことであります。

次に、屋外避難場所へ避難された方の避難所への誘導と、避難された方々に対する情報提供・指示などは、本部から適時・的確に伝えられたのかについてであります。午後8時26分、防災行政無線により、屋外の避難場所へ避難されている方に対する屋内避難施設等への移動勧告を行うとともに、直ちに13施設へ職員を配置して、屋外避難者の誘導を行いました。避難者への情報提供については、災害対策本部から配置職員へ適時の指示を行いました。一部の避難場所では、それらの情報が避難者に伝えられていなかったとの課題もありますし、津波の到達や町の状況などの情報を伝えてほしかったとのご意見もありますので、今後はこれらの課題を解消すべく見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、情報・指示の伝達はどのように行われたのか。配置されている職員など双方向スムーズに行われたのかについては、災害対策本部からの情報や指示は、公用車両に取りつけてある移動系の防災行政無線と携帯用無線により伝達しましたが、車載無線の場合、職員が車から離れることができず、避難者に対する指示等に不備が見られた避難場所もあったと認識しております。

このほか、避難者が集中したコンキリエとネイパルでは、配置職員の絶対数が足りず、避難者に対し思うような対応がとれなかったという問題も認識しており、今後は、施設規模や避難者数に応じた職員の配置や携帯用無線の配備を見直す必要があると考えております。

次に、避難所の備蓄品はどのようになっているのか。避難所に行き渡っていたのかについてであります。備蓄品は、7カ所の施設に分散して保管しており、震災時の内訳は飲料水が1箱1.5リットルのペットボトル8本入りを350箱、乾パンが1缶64食入りを150缶、毛布が120枚となっております。

避難所では、3月11日午後8時30分ごろから、飲料水43箱、乾パン44缶、毛布719枚を避難者へ配布しましたが、当日は、避難場所に指定していなかった宮園丘陵地区集会所、太田地区公民館などに避難していた方に、乾パンと飲料水が行き渡らなかったこと、毛布の数量不足により、コンキリエ駐車場の車中避難者への毛布が行き渡らなかったなどの問題がありました。ネイパル厚岸の配慮によって、避難者に対する食糧、寝具の提供がありましたが、これがなければ、さらなる数量不足が生じていたものと考えます。

また、3月12日については、給食センターで調理した朝食約1,000食、夕食約500食を職員の搬送により提供しましたが、乾パンについては、子供や高齢者が硬くて食べづらいとのことのご意見もお聞きしております。

今後、速やかに、これらの備蓄品の数量、品目を見直しした上で、順次配備してまいりたいと考えております。

次に、役場、医療、福祉施設、ライフラインの非常時の機能確保は、どのようになっているのかについてであります。主要な施設では、通常、災害対策本部を設置する役場庁舎が防災行政無線の放送設備など、必要最小限の機能を稼働させるための非常用電源を配備しており、その稼働時間は9時間30分であります。

また、町立病院は、医療機器の使用を大幅に制限した状態で、最長6日間稼働させるための非常電源を配備しております。

なお、その他の施設については、松葉地区集会所、カキ種苗センター、斎場に、それぞれ非常用電源を配備しております。

ライフラインとしての上下水道施設については、非常時の停電に対応するため、水道施設では上水道、簡易水道、農業用水道を合わせた15施設に下水道施設では終末処理場と湖南、湖北の中継ポンプ場に非常用自家発電装置を配備しており、運転可能時間は、各施設の貯蔵燃料により8時間から50時間程度であります。

いずれの施設も燃料を補給することで、長時間の運転が可能となることから、電源復旧の見通しを考慮し、燃料の補給をすることとしております。

役場・医療・福祉施設の機能の移転については、町立厚岸病院と特別養護老人ホーム心和園、在宅老人デイサービスセンターが500年間隔地震の津波浸水予想区域外にあるため、ここでは役場庁舎についてのみ申し上げます。

通常、災害対策本部を設置する役場庁舎は、500年間隔地震の津波浸水予想では1メートル未満の浸水となっておりますが、東日本大震災のような津波を想定した場合、明らかに施設が使用不能となる可能性が高いため、役場庁舎にかわる災害対策本部の設置場所をコンキリエが適切であると判断し、現在、検討を進めているところでありますが、コンキリエを災害対策本部として起動させるには、電話設備、移動系防災行政無線の増量配備、非常用電源の整備など、施設の機能を確保するための設備や装備が必要であることから、これらの整備を図るための年次計画もあわせて検討しているところでございます。

上下水道施設の機能の移転については、水道施設では上水道の取水場が、下水道施設では終末処理場と中継ポンプ場が、いずれも津波被害を受ける可能性がある位置にあります。津波で被災した場合、機械電気設備の損壊により、長期にわたって機能を阻止することが考えられます。

現状では、すぐに施設を移転する等の対策を講じることができないため、被災時には、施設の復旧を進めることと並行し、水道では日本水道協会との災害時相互応援協定に基づく応急給水体制により、下水道では吸引車による汲み上げや、仮設沈澱池と仮設消毒設備の設置により、機能確保を図ることとしております。

次に、今回の地震津波被害状況から厚岸町の地域防災計画とハザードマップのさらなる見直しをすべきでないかについてであります。ご指摘のとおり、地域防災計画、ハザードマップともに見直しが必要であると考えております。

現在、北海道は沿岸市町村による津波避難計画の策定を支援するための津波避難計画策定指針を7月までに策定し、研修会などを行った上、年度内に当該市町村による津波避難計画を作成させることとしております。

しかし、厚岸町としては、これに先駆け、7月中にはこの津波避難計画を作成し、できるだけ早期に町民の皆さんへお示ししたいと考えております。

また、現在のハザードマップは、平成18年に北海道が作成した津波シミュレーション及び被害想定調査の結果において、本町への影響が最も大きかった500年間隔地震のマグニチュード、震源地、津波の最大水位、到達予想時間、津波浸水予想図に、被難場所などを加えて作成したものであります。

現在、北海道では、このたびの東日本大震災を踏まえ、学識経験者による地震専門委員会を開き、想定地震の点検・見直しを行っているところであり、この委員会で検討された新たな想定地震をもとに、平成24年3月には、厚岸町を含む道内沿岸31市町村の新たな津波浸水予想図を作成し、当該市町村へ周知することとしております。

町としては、北海道が予定している作業スケジュールに従い、この新たに作成される津波浸水予想図をもとに、新たなハザードマップを作成し、来年早々には、町内の全世帯へ配布したいと考えております。

続いて、2点目の東日本大震災・津波による厚岸町内の被害状況と復旧について、厚岸町内の被害状況とその後の経過、復旧についてどのように取り組まれているのかについてであります。初めに、住宅の被害では、床上浸水が67件、床下浸水が165件となっております。町では、直ちに見舞金を支給するとともに、災害見舞金支給条例の一部を改正する条例により見舞金を増額し、被災地に対し追加支給を行いました。また、あわせて災害援護資金の貸し付けに関する特例条例の制定により無利子での貸付制度を創設し、被災世帯への支援策を講ずるとともに、被害により自宅に住めなくなった7世帯16人の方々を、優先的に町営住宅や職員住宅へ入居させるなどの措置をとったところであります。

次に、商工業者関連では、厚岸町商工会の取りまとめにおいて報告のあった事業者数は50件で、被害額は2億3,625万円となっております。

町では、東日本大震災後の3月14日、直ちに金融懇談会を開催し、町、商工会、金融機関が把握している被害状況に関し、情報の共有を図るとともに、商工業者の復旧・復興に向けた支援策などについて協議を行ったところであります。

その結果、北海道の制度融資の金利が据え置かれる中、町の制度融資の金利を本年度に限り、昨年度より0.1%引き下げていただけたことになりました。

また、3月20日の町議会第2回臨時会において、被害を受けた中小企業者等の復旧資

金借り入れに伴う利子の一部を補給する条例の議決をいただき、4月6日、北海道を初め、政府系金融機関や信用保証協会、管内の各種関係機関の協力を受けた中で、東北地方太平洋沖地震災害関連金融・経営特別相談会を生活改善センターで開催し、町内では8事業者が訪れ、国や北海道、厚岸町における支援制度の内容についての相談を受けたところであります。現在においても各種関係機関との連携を密にしながら、まちづくり推進課を相談窓口に、商工業者の復旧、復興に向けた支援に努めているところであります。

次に、水産被害では、漁船の破損が19件、被害額は1億7,610万円で、復旧については漁船保険で対応しております。

漁港施設は、漁港道路段差、泊地土砂堆積、照明灯ほかの破損等で68件、被害額は3億1,932万円で、特に真竜岸壁の市場の泊地に土砂が堆積し、船の出入りに支障となるため、国の復旧事業による浚渫を予定しております。

共同利用施設は、荷捌き所破損ほかで15件、被害額は520万円で、市場荷捌き所のシャッターの破損については、災害復旧事業として実施済みであります。

その他の施設は、倉庫破損ほかで47件、被害額は724万円で、自己対応または融資資金を活用した補修となっております。

漁具としては、サンマ補機12件、イカ釣機2件、洗浄機ほか210件で、合わせて224件が被災し、その被害額が3,614万円であり、サンマ補機やイカ釣機は、漁船保険で対応できることですが、洗浄機などは自己対応での補修となっております。

その他としては、船巻機80件、無線設備5件、軽四トラック等16件が被災し、これらを合わせた被害額は4,275万円であり、船巻機は自己対応、軽四トラック等は自己対応、または融資資金による対応、無線設備は漁船保険対応となっております。

厚岸湖内と湾内に設置していたカキ養殖施設は1,042件が被災し、その被害額は1億3,460万円であり、厚岸漁業協同組合の共同利用施設として復旧できるよう、国の2次補正予算に要望しているところであります。

アサリ礁についても、砂とアサリが流出し、被害額は5億1,500万円であり、現在、7月から8月にかけて産卵期を前に、早急な砂の投入を求める漁業者については、厚岸漁業協同組合が事業主体となり、北海道と厚岸町の支援を受け、地域づくり総合交付金事業による復旧作業を行うこととしております。

しかしながら、全体の復旧については、国の支援なくしては不可能なことから、2次補正予算での対応を力強く要望しているところであります。

水産物としてはカキ、アサリ、養殖昆布の脱落、流出が3,050トン、被害額は16億2,868万円であります。

これらすべてを合わせた水産被害の総額は、28億6,503万円であります。

いずれにいたしましても、カキ、アサリの養殖施設や漁港施設などの被害は甚大であり、現在、これらを復旧するため、厚岸漁業協同組合と連携しながら、全力を挙げた取り組みを行っているところでございます。

続いて、3点目の横断歩道や信号機の設置についてのご質問にお答をいたします。

まず、横断歩道や信号機の設置について、住民要望があった場合はどのように対応されるのかについてであります。横断歩道や信号機設置要望は町から厚岸警察署を通じ、

釧路方面公安委員会に上げられ、これを受けた公安委員会が、道路の交通量、付近の横断歩道や信号機の設置状況などを勘案した上、設置の可否を判断しております。

次に、かねてから港町1号公園に通じる交差点に横断歩道設置の要望があるが、設置の見通しがあるのか、要望にあるとおり大型の車両が通る交差点でもあり、要望に早急に答えるべきではないかについてであります。平成21年4月に地域の方から、港町1号公園で遊ぶ子供たちが渡る横断歩道の設置要望が町長へのポストに寄せられ、厚岸警察署に設置の要望をしておりますが、前段で申し上げましたとおり、設置の可否は、釧路方面公安委員会で判断されております。釧路方面公安委員会では、管轄する釧路、根室、十勝地域の中から、道路の交通量、付近の横断歩道や信号機の設置状況などを勘案した上、危険度の高い箇所から対策を講じているとのことであり、今のところ、この箇所への早急な横断歩道の整備については、大変難しい状況にあると聞いております。

しかしながら、この交差点付近には水産加工場があり、時期的に大型車両も多く通行することから、今後も機会あるごとに厚岸警察署を通じ、設置の要望を続けてまいりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、町長のほうからご答弁をいただきましたけれども、今回の地震で地震津波の注意報・警報、そして住民の避難勧告ということで、大変苦労されたというふうに考えます。それで、特に今回、役場の職員等の配置については、いろいろ今回の地震津波から多くの教訓が得られているのではないのかなというふうに思うんですけれども、今回、20分ぐらいですか、大体そのくらいの時間で職員をきちんと配置をしたということになっていると思うんですけれども、15分で職員を配置はしたというふうになりますけれども、問題は、今回うまく配置されたのはいいんですけれど、例えば、厚岸の場合、非常に低いところにありますよね、役場が。それで、橋で分断されているという場合に、職員を今回と同じような形でもう少し大きいのが、もっと早く来た場合、例えばこちらから湖南地区のほうに職員を送り出したとか、それから、たまたま向こうにいた職員をこちらに呼び戻したとか、床潭のほうに行きなさいだとか、そういう場合の手順みたいなのは、これはちょっと考えなければならないと思うんですけれども、その点についてはどういうふうに考えているか、お聞きします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） ご質問にお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、今回、たまたま津波が来るまでに時間があつたということで、そのような対応をさせていただきましたけれども、近接海域が震源地で、しかも震度6強から7の地震があつて、加えて大津波警報が発令された場合、職員がそれぞれの自宅から役場に一度集合するという点については、想定できるものではないというふうに考えてます。今、現在、その職員配置について見直しを行っているところではあ

るんですけれども、数パターン、いろいろなパターンが考えられるかと思います。平常時の災害であれば役場が災害対策本部に当然なりますので、こちらのほうに一度職員が非常配置するということになるんですけれども、今、考えられる想定の中では、先ほど申し上げましたとおり、かなり職員に危険性が伴うことも考えられます。その場合については例を挙げれば住の江の山の手、宮園の丘陵、これらの地区に住んでいる方については、そのままの状況で宮園の丘陵地区集会所に行ってくださいとか、あとは山の手会館にそのまま自宅から直接避難場所に行き、避難者の受け入れをするだとか、こういうパターンもいろいろ考えられるかと思います。今、現在、それらについて見直しを行っているところであって、東日本の今回の大震災の東北地方の例を挙げれば、職員もかなり亡くなられた方もおります。この辺のことをいろいろ考えながら、職員の非常登庁マニュアル、これを改めてしたいというふうに思っておりますので、ご理解願います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 次に、この住民の避難状況なんですが、今の説明では13%ですよね、対象地域の。それで結果的に80数パーセントは避難をしなかったという、その理由がいろいろありますけれども、町中でも避難した人、それから後のほうにもありましたけれども、途中で帰ってきた人だとか、いろいろありましたけれども、やっぱり今の町長のご答弁の中にもありましたけれども、厚岸もだんだん津波に対してオオカミ少年的なのところがやっぱり住民の中にも出てきているのではないのかなと、私も含めてだと思えるんですけれども、何回も津波警報だとか、注意報だとか、避難しなさいと。ところが厚岸に大きいのが来なかったということから、結果的に今回は避難しなさいと言われたときと、大きく厚岸で浸水、冠水が行ってきた、津波が上がってきた時間とのずれというか、その怖さみたいのも今回は随分私たちとしては非常に大きな教訓もたくさん得た津波であったのではないのかなというふうに思うんですよね。

それで、私も避難をして、山の手会館のほうに避難をしていたんですけれども、中には、そこに1回避難された方が、自分の家のほうまで津波が上がってきたということで避難してきて、だけど時間たったから帰ったって、家へ帰ったらまた来たということで、また戻られた方がいるんですよね。ですから、その辺については、非常にテレビなんかは大災害が起きているところはどんどん報道するけれども、残念ながら、この厚岸町程度と言ったら怒られてしまいますけれども、津波被害に対しての情報がなかなかないということで、やはり住民とすれば自分の家がどうなっているかとか、そういうのもすごい気になりますし、さらに来るのか来ないのかということも、やっぱり情報としてはすごい欲しいんですよね。ところが、その情報がないということが、やっぱり役場のほうもそれが欲しいんだと思いますけれども、残念ながら聞いたところによりますと、厚岸町には検潮所がないということで、それらについてもそういう状況をきちっと把握し、情報を住民に的確に知らせていくということが非常に大事なのではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺、今後どう対応されていくのか、そしてやはり、避難をされる方を今のままではだめだよということをやっていかなければならないと思うんですが、いかがなんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 住民避難の関係と途中で帰っていく人たちへの、とどめるための手だてのご質問だと思います。

今回も恐らく避難場所と、あとは避難場所の近接している駐車場、これらの目視による数で約1,030人、最大で約13%。恐らくそのほか道路沿いですとか、あとは避難場所に指定されてない場所に避難されていた桜通りの山の上ですとか、そういうところに逃げられた方も含めたとしても、恐らく20%には達していないだろうというふうに推計しております。議員おっしゃられるとおり、これまで津波警報が発令されても、なかなか厚岸町にその津波が押し寄せて来なかったということから、恐らく住民の中で、特に今回も奔渡には実際には津波は上がっていないということもありまして、その住民の意識の中で、もう厚岸町は大丈夫なんだということから、こういうような避難率になっていると思います。

また、厚岸町だけではなくて、この避難率に関しては全道各地で問題になっておりますけれども、それで、これらについては実際に今回津波が押し寄せました。逆に言えば、この程度で済んだというふうに思われている方もいるかも知れません。ただし、あくまでも特に大津波警報が発令された場合に、津波が来るんだということを住民の方々にわかっていただくよう、広報等でお示しするしかありませんけれども、粘り強く周知をしていきたいというふうに考えますし、あとは、今回防災行政無線で18回放送させていただきましたが、その中に厚岸町、町の状況を直近で知らせるような放送をいたしませんでした。これについては災害対策本部、事務局を持っている総務課の中でも課題であると、問題であったというふうに考えますし、それぞれ避難されている方々に不安を与えてしまったこと、また、町の状況がわからないことから、途中で帰られてしまった方、おります。防災行政無線の放送の内容も含めてきちんとしたマニュアルをつくった中で、お知らせをしていきたいと思ひますし、町の状況を伝えられるような形で、このような災害が起きた場合には、きちんとした中でマニュアルを定めて、住民の方々にお知らせをしていきたいというふうに考えています。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 時間が限られているから、もう質問したいことが。本来は、一般質問というのは行政全般にわたって質問できるんだから、どこまでもできるはずなんですけれども、こういう制限をつくられたことに非常に私は不満なんですよね。

それで、今回この避難の問題でいえば、やはり何と言ったって命あつての物種ですよ。それで、今回、私しみじみ感じたんですけれども、真竜保育所の子供がもういち早く保母さんに連れられて避難しているんですよ。それで、学校の対応というのがテレビでも問題になっておりましたけれども、避難するのにすごく手間取ったりしてるのと、それと学校だとか保育所だとか、それから病院だとか、いろいろな公共施設で催し事とかがある場合ありますよね。そういう場合にどうしてるのかということ、家族だとか

そういう人がやっぱり知る手だてというか、それはこういうふうにするというものをつくらないと、結果的に、話を聞いたら、保育所にうちの孫いるからと思ったから、下がってきたと。ところが子供たちはもうどこかに避難していたと。そしたら、もし津波が来てないから、今回は助かったけれども、もし津波が来てれば、迎えに来た人がその被害者になるということにもなりかねませんわね。そういうあたりのマニュアルもきちっとしておかないとだめではないのかなというふうに思います。それで今回、それについて答弁いいです。後からにしますから。

それで、避難所の問題というか、ライフラインの問題で、ちょっとお伺いしたいんですけれども、避難所もいろいろありまして、よくそろっているところもあるとあればそろってないところもあると。電気もなければ、水道もなければ、トイレもないという避難小屋もあるんですね、一応避難場所に指定されてながら。ところが、そうでないきちんとしているところもあるし、それから、先ほどから話が出ているのに、湖南地区では山の上に上がったって小屋一つないということですよ。緊急時のトイレもないという、そういうところをどうするのかと。それから、差し当たってあるところには、さらにこういうものが必要だという備蓄品だとか、非常用の電源だとか、そういうものをきちんとしておくということが非常に大事ではないのかなと。

それから、厚岸の役場で非常用の電源がありますよね。ありますけれども、これを屋上にあるわけでないですよ、1階ですか、ある場所は。そうすると、もしこれが2メートル、3メートルの津波が来たら完全に水没してしまって、福島原発と同じように非常用の電源は全然動かなくなるということになると思うんですよ。それで、例えば、あと水道だとか、下水道のポンプがどの高さにあるのかわかりませんが、そういうものも今回の津波被害を受けてどうするのかということ、やっぱりきちんとしておかなければならないのではないのかなというふうに思うんですけれども、その点について、きのう以前については先ほど町長の答弁ありましたので、理解をいたします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、避難場所の設備等について、それと厚岸町役場庁舎の非常電源の装置の場所について、私のほうから答弁させていただきます。

まず、屋外の避難場所43カ所うち32カ所ございます。そのうち、すぐ近くに避難可能な施設や建物がある避難場所が13カ所、それ以外の19カ所については、そのすぐ近くには避難可能な施設、建物はないというところになります。厚岸町は釧路沖地震、東北地震、これを踏まえて平成7年度から9年度にかけて、それぞれテントの配備ですとか、太陽電池等備蓄倉庫、階段、トイレ等を設置してまいりました。一部21年度にも太陽電池等とプレハブを設置したところでございますけれども、今回、恐らく屋外の避難場所でそれぞれ帰られた方おります、時間の経過ごとにですね。これはやはりこういう寒い時期に災害があった場合に長時間その避難場所で避難をしていることができないという課題もあるかと思います。今後、この避難場所の整備については、プレハブの設置ですとか、あとは冬期間の長時間いられるような、その暖房機器、あとはテント、これら必要な設備の洗い出しを行った上で整備計画を立てた上、検討していきたいというふうに

思っております。

あと役場庁舎の非常用電源ですけれども、これは議員おっしゃられるとおり1階にございます。防災行政無線の停電時に使用できるようにするための非常電源は3階にございます。一般的にはそのほぼすべてが1階の非常電源となっておりますので、これについても移転について、どれだけ費用がかかるか、それらを計算した上で検討してまいりたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 上下水道施設の電源の関係でございます。

役場庁舎同様、上下水道施設につきましては、水道では取水場、門静のですね、それから、下水道では終末処理場と湖南、湖北、両中継ポンプ場が500年間隔地震の津波想定では、浸水して使えなくなるということで、これらについても、ただ下水道施設機能上、やはり位置的に沿岸域にどうしても東北地方の今回見ても、設置せざるを得ない。これを機能移転とするというのは、かなり現実的には困難。ただ、1階にあるこの電源設備を2階に、あるいはもう少し高いところに配備するためには、こういった工夫、あるいはこういった費用がかかるか、先ほど、総務課長から答弁ありました役場施設同様、ちょっとただいま検討中でございますので、ご了承いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ぜひ、そのあたりは生活する上でも機能麻痺に陥っちゃうわけですから、ぜひ、対応をしていただきたいというふうに考えます。

それで、結果的には、今回の避難の仕方、役場の職員の配置、そういうものを含めて避難場所をもっときちんと整備するだとか、そういうことを含めれば、これでは、差し当たっては何とかなるかもしれないけれども、その3.11みたいなのがあった場合には機能し切れないということになるのではないのかなというふうに思うんですね。それで、これを見直すと同時に、要望としてあるのは、このマップがあるからこれでわかれというのもありますけれども、住民もいろいろなんですよ、こういうのをきちんと読んで理解できる人と、できない人がいます。それから、例えば学校のほうなんか、もう考えているというふうに言われてますけれども、介護施設や障害者施設やいろんなのがありますよね、そういう人たちにもそういう施設ではどうするのかということも含めた、マップまでいかなくても、これにどう対応するのかというものも含めて、きちんと見直しを進めながら、そういう人たちにも対応できるマップというか、そういうものもつくっていくべきではないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 私のほうからは、ハザードマップと、それと地域防災計画の見直しについて、答弁させていただきます。

まず、1回目の町長の答弁にもありましたとおり、地域防災計画の中にそれぞれ津波に関する防災は規定をされております。しかし、それぞれ個々、一つ一つ洗っていくと、それぞれ全く違うところの計画にそれぞれのっているものですから、それで津波避難計画というものを全く別冊としてこの津波避難に関することだけ、その中には当然その職員の初動体制ですとか、役場の初動体制、これらも入ります、含められます。これをまず早急につくった上で、7月中と言わせていただきましたけれども、これを早急につくらせていただきたいと。ハザードマップについては、今これで、先ほど9番議員のご質問にありましたとおり、この色分けがかなり見づらい部分がございます。今、北海道が答弁していますけれども、見直しております。それにあわせた中で、さらに津波浸水予想図が変わることもあると思います。これに、今あるものよりもさらに何か加えなければならないのか、それとももっと町民の人たちに見やすいものとしなければならないのか、これらも含めて来年度早々計画をしております、このハザードマップの中で見直しを行っていききたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番。

●谷口議員 あとは、いいです。また、何かの機会に聞きます。

最後なんです、横断歩道の設置の問題なんですけれども、一昨年4月の広報か何か載ったポストに載っているんですよね、今、町長が説明されたこと。それで、結果的にその、今できないのか、それとも相当遅くなったらできるものなのか、それとも交通事故でも起きて、はねられて、重症でも負えば設置されるのか。私は、やはりああいふ施設というのは、そういう事故が起こらないことを前提にして設置されるのではないのかなと。そうであれば、住民要望には早急にこたえていくのが本来の行政の仕事ではないのかなというふうに考えるんですけれども、見ていて危ないということが、しょっちゅうあるそうですね。ところが、大きい事故にならないとそれがずっと投げられてしまうというのでは、私は困ると思うんですよ。そういうあたりは公安委員会なんかはきちんと調査されているのかどうなのか。やはり住民の要望が大事ではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（稲垣課長） お答えいたします。

先ほど、町長の答弁からも述べたとおり、釧路方面公安委員会というのは、釧路の管轄だけではなく、釧路、根室、十勝地域の中から道路の交通量調査、それから付近の横断歩道や信号機の設置状況などを勘案した上で、危険度の高い箇所から対策を講じているというお話を聞いております。今のところ、この箇所の整備については大変難しい状況にあるという答弁をさせていただきましたけれども、現に私たちもこの付近には質問者のおっしゃるとおり、水産加工場もあり、鮭、サマ等の盛漁期には大型トラックが荷物の積みおろしに来てる状況も見ております。また、第1公園のちょうど角の交差点でございますので、トラックが通過するときには、当然交差点の中は徐行しないとな

らないという決まりがございます。横断歩道が設置されていない以上、子供たちには危険が付きまとうわけでございますけれども、質問者がおっしゃるとおり事故が起きてからでは遅く、近くにある水産加工場に対して大型車両の運転手さん等に事故等の注意喚起を指導していただくよう、私どものほうから要請をしてまいりたいと思っておりますし、また、現在できる対策としまして、児童生徒に対しまして、各学校での交通安全教室の徹底、それと地域の方々の見守りも欠かすことができないことですから、今後においても子供たちの危険な行為に対して町民、大人の方々からの声かけ運動にご協力をいただきたい、そのように感じており、思っておる所存でございます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

●谷口議員 いいです。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 2 時 57 分休憩

午後 3 時 30 分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

8 番、竹田議員の一般質問を行います。

8 番、竹田議員。

●竹田議員 さきに通告しておりました平成23年 6 月 15 日第 2 回目の定例議会において、次の質問をさせていただきます。

1 として、急げ、災害対策に強いまちづくりについてです。

(1) 災害からデータや命を守るにはどうすべきか。アとして、各種行政データのサーバーを高台へ設置するなど、二重のデータ管理が必要と思うが、どうか。イについて、災害の際、コンキリエなど高台に津波災害対策本部を設置する考えはないか。ウとして、各地域の避難場所の状況をもう一度調査して改善すべき処置を行う考えはないか。

2 として、産業を守るまちづくりについて。

(1) きのこと生産の今後のあり方について、どう考えるか。アとして、生産者が現在、やりづらくなっている認識はないか。イとして、生産をやめていく人の一番の原因は何か。ウとして、今後生産者が増えていったほうがよいのか、悪いのか。エとして、生産を増やしていくつもりであれば、今後、町としてどのような手段をとるべきか。以上について、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8 番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の急げ、災害対策に強いまちづくりについて、災害からや命を守るにはどうすべきかのうち、初めに各種行政データのサーバーを高台へ設置するなど、二重のデータ管理が必要思うがどうかについてであります。各種行政情報のデータを管理するほとんどのサーバー機器類は、庁舎2階にある情報所室に設置し、これらのデータは、すべて磁気テープなどによってバックアップを行っており、現状では、異なる場所でのサーバー機器類の二重管理を行っておりません。

このたびの震災により東北地方の自治体では、サーバーが津波によって流出し、各種行政情報のデータが使用不能となる事態が起きております。

今日の情報社会において、電子化された行政情報は大変重要なものであり、特に災害対応策も住民情報が基礎となるものであることから、これらのデータを災害から守る手だてを講じ、当町が甚大な被害を受けた場合のデータを守る仕組みを考えればなりません。

このようなことから、町全体が被害を受けたときに、同一地域内でデータを管理している場合は、いずれも使用不能となる可能性が極めて高いため、サーバーのバックアップデータを同一建物、同一地域で管理するのではなく、異なる地域で保管する必要があると考え、現在、札幌市内のデータセンターに、電話回線を用いて、バックアップデータを保管する仕組みを検討しております。

次に、災害の際、コンキリエなど高台に津波災害対策本部を設置する考えはないかについてであります。現在、災害対策本部を設置し対応しているこの役場庁舎は、500年間隔地震における津波浸水予想によると、浸水は1メートル未満となっております。この予想をはるかに超えるような津波を想定した場合や、被害日本大震災規模の津波の来襲を見たとき、この場所はほぼ海拔ゼロメートルに近く、漁港から100メートル程度の位置にあるため、東北地方の被災の例からも非常に危険性が近いことから、このような状況下にある役場での災害対策本部の設置場所を見直す必要があると判断し、検討しているところでございます。

設置場所としては、ご質問にあるとおりコンキリエが適切であると考えております。この場所は、市街地に近く、標高が約25メートルに位置し、スペース確保も可能であり、既に施設内に同報系防災行政無線予備局を設置していることから、最適地であると判断しているところであります。災害対策本部として機動するには、電話設備、移動系防災無線の増量配備、非常電源設備、パソコンなどのOA機器、車両の確保などを行う必要がありますので、施設の機能を確保するための設備や装備の洗い出しを行うとともに、これらの年次的な整備について計画することとしております。

また、現在、国土交通省北海道開発局では、道の駅の防災拠点化について調査を行い、国の予算を活用した整備のあり方を研究、模索中であると聞いております。また、既存の制度としては、北海道開発局と町が災害時における防災拠点化に関する協定を締結することにより、道路管理者である北海道開発局において、国費による情報提供装置や発電機の整備が図られるとのお話も聞いておりますので、このような制度を活用しながら、整備に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、各地域の避難場所の状況をもう一度調査して改善すべき処置を行う考えはないかについてであります。現在、厚岸町地域防災計画に定めている津波緊急避難場所は、43

カ所で、この中で屋外の避難場所は32カ所であります。そのうち公有、私有を問わず、すぐ近くに避難可能な施設や建物がある避難場所が13カ所、それ以外の19カ所が、すぐ近くに避難可能な施設、建物がない避難場所となります。

避難場所の整備については、平成5年の釧路沖地震と平成6年の北海道東方沖地震を踏まえ、平成7年度から平成9年度にかけて各所に案内標識や太陽電池灯、備蓄倉庫、階段、トイレを設置するとともに、テントの配備を行い、また、平成21年度には必要な箇所への太陽電池灯とプレハブの設置を行っているところであります。

しかし、このたびの震災では、約22時間にわたり津波警報が発令され、津波警報を含めると約28時間の長時間に及んだため、警報発令中にもかかわらず、時間の経過とともに避難者が帰宅してしまうなどの状況が見受けられました。

町としては、このたびのような長時間にわたる避難を想定し、すぐ近くに避難可能な施設や建物がない屋外の避難場所に、冬期間でも避難者が避難を続けられるようなプレハブの設置や避難者数に応じたテント、暖房器具の整備など、また、町民の皆さんが、少しでも早く避難場所へ避難できるような階段等による避難路の整備など、各避難場所の状況に応じた必要な設備の洗い出しをし、各地区の自治会とも協議を行いながら、年次の計画の中で、その整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の産業を守るまちづくりについて。きのこ生産の今後のあり方について、どう考えるかのうち、初めに、生産者が現在、やりづらくなっている認識はないかについてであります。近年、きのこ産業においても、健康や安全・安心な食品を求める消費者の志向にこたえるものとして、健康増進や豊かな食生活を提供する役割も期待され、消費者ニーズにあった商品開発や品質表示の適正化など、新たな課題への対応が求められております。

こうした中、道内におけるきのこ生産量は、ここ数年続いてきた生しいたけの輸入の減少で、市場から供給量の増加が求められてきたことに加え、栽培技術の進歩や生産基盤の大型化と効率化が急速に進み、平成16年の菌床栽培による生しいたけの生産量は3,462トンで、平成21年には2,510トン増の5,972トンとなっております。

しかし、販売価格については、札幌市場を見ると、平成16年では道内産が1キロ当たり789円、平成21年では747円と42円下がっております。

さらには、大手スーパーなどから、消費者ニーズの多様化への対応として、低価格商品や少量パックの供給などが求められ、よりコストや手間がかかる状況となっており、さらには人件費、灯油台、資材の増嵩などにより、きのこ生産者は厳しい経営環境に置かれていると認識しております。

次に、生産をやめていく人の一番の原因は何かについてであります。一番の原因につきましては、高齢で後継者がいないためとなっており、その他としましては、町外への転居など生産者個々の事情によるものとなっております。

次に、今後、生産者が増えていったほうがよいのか、悪いのかについてであります。きのこ菌床センターを建設した当初の目的どおり、上尾幌地域の振興を図るためには、きのこ産業の発展が必要不可欠であり、きのこ生産者を増やしていきたいとの考えに変わりはありません。

当初、きのこ菌床センターは、年間の菌床生産目標を50万個としておりましたが、平

成14年からの短期培養型の菌床の導入普及により、生産量が大幅に伸び、平成22年度では69万1,000個に達し、平成14年度の48万7,000個から20万4,000個の増となっております。

製造した菌床を培養するスペースとサイクルを考慮しますと、製造可能数は上限に近づいてきているものと考えております。

しかしながら、今般、上尾幌地区で新たに2件の生産者が高齢を理由に廃業されることから、まずは、その跡地への新規着業を図ることが喫緊の課題と考えております。

町としましても、既存生産者への菌床の安定供給を第一に考えつつ、引き続き新規着業の募集を行うとともに、菌床栽培の現状を知っていただくため、就業体験などの取り組みを進め、生産者の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、生産を増やしていくつもりであれば、今後、町としてどのような手段をとるべきかについてであります。まずは、きのこ菌床センターをしっかりと運営していくことが大事であると考えております。

施設は設置以来14年が過ぎ、設備の老朽化により故障や破損が出始めており、その都度補修を行ってきております。今後におきましても、施設機能を維持していくため、設備の更新を計画的に行い、良質な菌床を安定的に供給してまいりたいと考えております。

さらには、今後、経営環境が好転し、新規着業者がふえる見込みが出てきた場合には、施設や人員、資材など、増産体制の検討も必要であると考えておりますので、ご理解願います。

以上であります。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 まず最初に、今回のデータを見させていただいたときに、先ほど、最初の方、2番目の方も同じような形で質問をされてきたわけですが、重ならないように短くやるように努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

避難状況の推移等ということで、今回、味覚ターミナル・コンキリエが、断トツ的に最初も後も非常に多かったわけです。本体のコンキリエの下が、上も含めてなんですけれども、今現在、職員等の駐車場並びに1段目もコンキリエのすぐ下ですね、その下に避難所という形もなってます。その下の部分の斜面を登り上がって、コンキリエの本体に行くという、そういうことが今回随分見られた。その中で、斜面にやっぱり階段をつけてほしいという町民要望がありました。数年前にも一般質問で、コンキリエのこの斜面に階段等の上り下りをするものをつけていただきたいということで、ありましたが、その時点では下のほうが要するに避難場所となっているので、上へ上がるのには道路を利用したほうが良いというふうな話があって、設置はしないという答弁でありましたけれども、今回のこの津波の避難を考えると、やはりないよりは、あったほうが良いのではないかというふうに思うのですが、まずその点はいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） コンキリエの下斜面への階段の設置についてであります。

ども、今回、震災後以前8番議員の一般質問でもありましたので、その場所の確認もさせていただきます。コンクリエについては今現在、先ほどの答弁にありましており25メートルで、あそこの位置が道道の真下の位置で約11メートルあります。今現在の500年間隔地震の中では、あそこの中で11メートルあれば危険性はないということになっております。

今後、北海道が想定する、新たなその想定地震の中でのシミュレーションがどのようになるかわかりませんが、もしそれを超えるような想定になった場合については、あそこに階段も必要になってくるかと思っておりますけれども、今現在のところ、11メートルを保っているということですから、とりあえずあそこまで逃げれば、身の安全は守られるということを考えますと、あそこへの階段の設置について、必要があるかどうかということと考えますと、以前答弁にもあったとおり、必要性はないのかなというふうに思います。ただし、今回、車がかなりの数であそこで渋滞をしたということもお聞きしております。それら徒歩で避難をされた方と、車で避難される方とのその車に避難される方が道路を横断する場合だとか、ということを考えますと、危険性もあるかと思っております。これらも含めて改めてその階段の設置も含めて新たにその避難路として整備すべきかどうかということ、検討していきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 11メートルあればいいんじゃないかという話なんですけれども、それは現実としてそれだけの高さがあるということなんですけれども、人間の心理学上、このときも一般質問で言ったんですけれども、心理学的にきちとしたアスファルトの2車線の道路がぐるっと回ってあります。そこを通ればいいんだというふうになるかもしれませんが。ところが、やはり人間が考えるきに、津波が押し寄せてきたときに、その道路を果たしてゆっくり急いで、どちらでもいいんですけれども、ぐるっと回って歩く人間が何パーセントいるんだと。やはり人間ですね、焦りのときには近い近いところを歩くと。課長ね、自分がそうなったときに、いやいやこっち側に道路ある、ぐるっと回ればいいんだという気持ちには当然ならないと思います。町民の要望ということもあるので、それはもうぜひ早急に考えていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 先ほどから、災害対策についてはご答弁をさせていただいておりますけれども、今後、避難場所の整備、また、庁舎にかわる災害対策本部の整備、これらを含めてこの階段の設置もその中に含めて、優先順の中で整備について考えていきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 それから、コンクリエなどを含めた防災対策本部をということで、私、言い

ましたけれども、このなどという部分に区切らせていただきますけれども、厚岸町のこの役場が設計上船の形をしているわけです。ところがこの船の形があるんですけれども、津波来たときにの浮かないという、ただの船の形の役場という形になっているわけなんですけれども、本当に町民からすれば、この船の形した役場が津波来たときに、ずっと浮くような建物であればすばらしい建物だったんだろうというふうに思うんですけれども、それはもう不可能ですけれども、できれば、この海事記念館とこの庁舎の間の駐車場に、津波が来ても大丈夫な5階建てくらいの、津波が来ても波が抜けてしまう、骨だけのものをつくって、その上に対策本部、または備蓄品、緊急用品、それからサーバー管理を設けてはどうなのかなという考えで、私はおるんです。逃げるとしても、移動は早いですし、町民に対しても安心ですし、そういうことも一つのアイディアとして酌みとっていただけないかなというふうに思うわけなんですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、お答えをさせていただきます。

まず、今回の東日本大震災の教訓といたしまして、平時では全く考えられない予想もできない状況というものを考えながら、対策を講じていかなければならない、そのように思っております。そういう意味において役場の関係であります、竹田議員もご承知と思いますが、港に面して置かれた行政施設として、もしか東日本の大震災のような津波が起きた場合、機能を失くなる可能性が高いところ、北海道では17自治体が、役場があるそうであります。そのうちの厚岸が一つであります。そういうことを考えますと、移転をしたらどうだ、改築したら、高台に新たにつくられたらどうかというご意見も承るわけですが、この役場は昭和63年にできました。23年になるわけであります。

そういう意味で、役場の改築については大変財政的にも難しい状況。それから、この施設は耐震構造であります。そういう意味において、役場についてはいざという場合においては、先ほど答弁いたしましたとおり、コンキリエという考えで今進めております。

さらにはまた、この駐車場の中に、5階建てぐらいの防災センターといいましょうか、そういう建物もつくったらどうかという話ですが、東日本大震災の東北地域においては、その防災センターもやられたということもあるわけであります。絶対安全だということはないわけでありまして、我々といたしましては、住民にお願いするところは、もう高台に逃げてくれということが、ただただ願うわけであります。要援護者とかという人は別ですが、健常者については特にお願いを申し上げたい。自分の身は自分で守るんだという考えというものを、すなわち防災意識というものを高めるということも、これからの行政の役割じゃなかろうかと、そのように考えておるわけでございまして、アイディアとしては承りますが、そういう状況にあるということもご承知をいただければ考えております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 町長の答弁で、今回の震災で、防災センター自体が津波でやられたというこ

とでありますけれども、まず高さが低かった。それから鉄骨製の柱の支柱が細かったということは、これ建築上問題があったのではないかと、つくる当初からですね。そういったことを踏まえて、今後、柱を太くする、どんなものがぶつかっても強度があるもの、強いもの、そういうもので設計すればいいのではないかというふうに言われています。今すぐどうのこうのというふうには、これは相当なお金がかかると思うので、すぐにはならないと思いますけれども、その辺も検討していってもらいたいなというふうに思います。

また、役場の職員、または町長を含め副町長が、コンキリエまで行く間に、相当な早い津波が来た場合のことを考えれば、この役場の機能を生かしたまま近くに移動できる手段というのは、方策としては間違っていないんじゃないかなというふうに思います。

それから、今回の津波の避難された人たちで、一番報道で困ったという部分については、まず携帯電話を持っているが、電源がないと。コンセントさえあればとか、それから小さな発電機があれば携帯が使えたのにとということで、まずその連絡がとりづらい、とれなかった、安否がなかなかスムーズにとれない等々がありました。私からの要望なんですけど、今、避難所に何カ所か、すべてではないですね、43カ所中32カ所がやや建物等がある、建物のない43所、できればすべてにソーラーの照明が、今ついていると思うんですけども、そのソーラーの下に非常用のコンセント、充電式の、それらを最低でも使えるように整備したらどうかということも、町民の中からお話しされて聞いております。これは僕すごくいいことだなと思いました。

また、避難所に人が仮に住めないとしても、2畳、3畳の小さな小屋でいいから、まず設置して、その中に町内で使えるトランシーバーをまず置いておいてほしいと。トランシーバーはあくまでも電池じゃなくて、充電式というものを設置してほしいというものがありました。また、衛生的なことを考えれば、紙袋、布袋だできた簡易的なオムツのような形をした簡易トイレですか、これも小さなもので、非常に今安くなっているらしいんです。ですから、避難場所にせつかく予算化して太陽光の照明をずっとつけているわけですね。そこにまずコンセント、まず小さな小屋、その中に最低線のトランシーバー、連絡がとれるように、ぜひ1畳の小屋でもいいから、そういうものを備蓄できるものがあればなというふうに思います。それが連絡とれれば、その場所に後で食糧や毛布や、そういうものを何人要するのかということが、連絡とれれば、そちらに持っていける。その連絡体制がとれるようなものを設置したほうが、何人、いつ、どのぐらい来るかわからないところに、賞味期限の要する乾パンや、水などを配するとなると、逆にお金がかかってしまうと。であればそういうもので連絡がとれる体制をつくったほうがいいんじゃないか。避難する場所にぜひそういうものを設置してはいかがというふうに思うんですが、それはどうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、ご質問者がおっしゃられました非常用コンセントの整備、それと充電器も含めたトランシーバーの設置、それと簡易トイレの設置。簡易トイレにつきましては、今現在真龍神社の境内、それと真竜中学校の裏山、門静神社の周辺、そ

れと床潭では中央高台の町有地、それと末広では広涼寺跡地の周辺、この5カ所に、今簡易トイレは設置をしております。その他施設が近くにある避難場所、それと施設をそのまま避難場所に行っているところについては、トイレがございます。実際に簡易トイレが設置されてない箇所もあります。あと充電式のランシーバーにつきましては、今、今回その車載での移動用の防災無線を使ったことによって、その後連絡等の不備が見られたということから、今ありますその携帯用の移動用の無線、これを今増量をして、配備をするということの計画をしております。これを住民の方にも、それぞれの地域の代表の方に持たせるかどうか、これは今後の検討になるかと思いますが、今後それぞれ避難場所については、年次的に整備を図っていかねばならないということで考えておりますので、今、ご提言のありましたそれぞれの設備につきましても、その検討の中に加えて、年次的な中で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 今回は、災害は金曜日の平日の2時後半の時間だということで、職員が全員役場におられたということで、町長、副町長も率先して早々に本部を立ち上げていただいた、そのことは、たまたま平日だったからということもあるんですけども、町民がこれ心配しているのは、もし平日、休みのときに、この同じような災害が起きた、あるいはもっと大きな災害が起きたときに、同じような全く同じような形で災害本部や連絡等の対策がすぐさま講じられるのかという心配がありました。その点については、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 答えいたします。

確かに、その休日であるとか、あとは夜間、これらに同じような被害、さらに大きな被害があった場合に、すべての役場職員が登庁した上で、また、コンキリエに集合した上で対応を図られるかというところは全くの疑問でございます。当然に厚岸町の場合は湖南地区と湖北地区に分かれております。湖南地区に住んでいる職員がコンキリエに到達することができるのかと、こういうことも考えますと、それぞれ湖南地区にも、職員の集合場所というものを、これは定めなければならぬだろうということを考えております。

また、すべての役場職員が、すべての避難場所に行って、そこで避難してくる住民をどう対応、指示をすることができるかという、これもまた大きな災害を想定しますと、極めて困難であろうということで考えてます。当然に、その場合についてはそれぞれの避難場所に近い自治会の方々が、その避難場所を運営していかなければならないことも考えられます。実際に他の自治体では避難場所の運営マニュアルというものをつくって、各自治会、各その地区の方々にお示しをしているところもあるということで、調べております。これも含めて、災害対策本部をする総務課を中心に、他の課の協力も得ながら

考えていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 当然、役場自体が集約して、一生懸命やられたとしても、住民全体にくまなく周知するというのは、もうこれは当然無理だというふうに思ってます。今回の震災で町長みずからが災害に遭われた地域もありました。命を張って災害に向かうという姿勢は、これはもう大変大事なことでありますが、何よりも先に、やっぱり指示を出す、住民サービスを一番先に考える皆様方の命も大切であります。そういった意味で、すべからず浸透させ、すべからず住民がきちっと災害に対して避難ができるようにするという方策をとるのであれば、今、課長が言ったとおり、まさしく住民の一人一人の意識革命、そして、どうやったら自分たちのその自治会のメンバーが一人残らず力を合わせて、どのようにしたら避難ができるのかという、そういったマニュアルづくりということが一番大事であろうというふうに私も思います。

答弁のありましたように、自治会同士で避難をすべき自治会、避難を率先してしなければならない地域の自治会、それぞれ偏差があると思います。そういったところを逆に役場のほうで地域の自治体に言って、この自治体は一番避難をするとすれば、どこの場所が一番いいんだろうとか、どういう方法で逃げたほうがいいんだろうかということ、自治会に逆にマニュアルづくりを、今言ったようにさせることのほうが、いくら役場のほうで一生懸命やろうとしても、もっともっとこれからこの少子・高齢化や、そういうのが進んでくることによって、自治会に頼らなければならない、そういう自体が逆に発生してくると思います。ぜひ、それを進めていっていただきたいなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 答弁させていただきます。

自治会を巻き込んだ中での、地区を巻き込んだ中での計画となります。時間はかかるかもわかりませんが、とり進めていきたいというふうに考えてます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 次に、きのこの関係で聞きたいと思います。

きのこの生産者件数、データ推移を出していただいて、平成14年が一番ピークの24件の生産者、それに対して、きのこ生産者の町税納税状況が、やはり一番高かったというデータが出ております。町長の答弁にもありました、きのこ生産者が大変だ大変だというのは、このきのこ菌床センターの灯油代であります。この灯油代の高騰がありました。そして、生産してもきのこの売値、販売価格が下がってきていると。このダブルパンチで、仕事を生産をやめられた方の中に、高齢者が理由だということが一番懸念されているわけですが、今回、この生産者の中で若手のメンバーもさることながら、

やめていっているというというのが現状であります。そういうことを踏まえて、町として、今後のきのこ生産のあり方について、生産をふやしていくつもりであれば、今後、町として、どのような手段をとるべきかという総体的な質問になるわけでありすけれども、魅力のある仕事ということを考えれば、ここに来て、すべての産業、すべての企業、あらゆる町の企業者が生産者がおられるわけですが、すべてと言ってもいいくらい大変な状況にあるというのはもうおわかりだというふうに思っております。その中で、やはり厚岸町を支えているこの第一次産業、都会に行けばいくほど、この第一次産業が見失うように、どうでもいいような形で思われております。

T P Pの問題にしろ、都会に行けば行くほど賛成者が増え、こういう町村に行けば行くほど一次産業の大切さというのが語られて、地域の格差が非常に大きいのは現実でおわかりだというふうに思ってます。厚岸においても、町長の答弁のとおり、このきのこ生産をなくするということは非常に痛手だと思います。非常に苦慮していると思います。大変な状況で一生懸命やっておられるのも重々、どこまでわかっているんだと言われれば困るんですけれども、一応苦勞をしているということは、重々わかっているつもりではありますけれども、生産者の声を実際行って、聞いてみると非常に生産が大変だという方が大半であります。いい仕事があれば、移りたいと。しかし、ここに根を張って、ここでやってきているので、もうちょっと頑張りたいと、その意欲は皆さん持っているわけです。その意欲に少しでもプラスになるものがあれば、生産者が減っていくということもないんだらうなというふうに思ってます。

平成8年、当初7件であったのが24件まで上り詰め、14年から22年までの間で、6件が少しずつやめていったというのが現実であります。現在、16件ということであります。このまま下がり続けてしまうのかなという懸念はお持ちでないかというふうに思ってます。現場にいて声を聞くことによって、いろいろなことがわかってくるわけですが、一つのきのこの生産者が、まとまって何かをこぞってやろうとしたときに、何かが邪魔しているんだらうなというふうにも思います。例えば、灯油の高騰にしても、町に対して要望を出そうか、数年前に起きた、例えばきのこの生産する小屋が台風等でシートがはがれて壊れてしまったと、そういったときも、なかなか生産者の声がまとまらないというのが現実でした。そこには何が原因だったんだらうというふうに、私もずっと毎年2回から3回、きのこのほうに行ってお話を聞いてきました。

総体的に考えたときに、このきのこの生産者組合というのがあって、加入率が42、3パーセントという、この漁業協同組合、農業協同組合に関しては全く考えられないような数字でもあります。そこに当初、組合をつくって始めたことが、なぜこの時点でそのようになってしまったのかという部分については、さまざまな憶測もあり、さまざまな理由があると思います。それを突きとめていってもしょうがない部分があると思います。これは要するに生産者一人一人が個人の努力というものがあつたと思います。ですから、そこに個人個人の努力あつたんだと言ってしまえば、それで終わりなんです。ただ、やはり一つの団体として、何かの要望を出す、何かお願いするとなれば、今の現状の組合数では何かをやるにとっても非常に弱い部分があると思います。何とかいろいろな方策を考えていただいて、そこに町が、今までずっと加算してきたわけですから、応援もしてきたわけですから、このまとまりのできる方策か何かを、ぜひ前向きに考えていただ

きたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） きのこの生産者の関係につきましては、議員おっしゃられるとおり、今、非常に厳しい環境にあるというふうに考えております。生産者の声を聞きましても、非常にいろいろな意味で辛くなっている。灯油代は上がる、それから資材は上がる、それからスーパーですとか、出荷先からの要望がいろいろ多様になってきている。今までは100グラム単位で出荷をしていたものが、何十グラムと何十グラムと何十グラムとか、そういうような要望もあるようですし、また、そのトレー一つも、このトレーとこのトレー、違うようなことも言われております。そういう手間暇も非常にかかるようになってきている。

そういった中で、キロ当たりの価格は、上がってはいけいいんですけれども、下がってきているという状況だというふうに聞いております。こういったところで、菌床センターの協力関係にあります、森産業のほうからもお聞きしましても、今が頑張りどころだ。全くその展望がないわけではない、今が頑張りどころだということで、生産者の方にはいろいろお話をしているというようにも聞いております。そういう意味では、非常に厳しいという状況は認識をしております。

それと、ただ、生産者が今回16件ということで、去年からまた2件ふえて、16件ということに今なってきています。数が減ってきているということは、減ってきておりますけれども、平成21年には2件新規着業しております。それから、22年にも1件着業しております。それから、お話をいただくのも実はこの前も1件ありました。そのほかにも去年1件ありまして、そういった意味できのこの着業に魅力を持つというか、興味を持っていたいていいる方もいらっしゃるというのは、確かだというふうに思っております。そういった意味では、きちっと菌床センターを運営して、それと今の厚岸の菌床センターは、基本的に単価をずっと変えてきておりません。この単価で出荷をしているというのは、道内では厚岸が一番安いようです。その道内8割程度の菌床を生産している森産業では大体150円から170円くらいで出荷をしないと。道外では170円くらい、道内では150円から160円で出荷というふうに聞いておりますので、それからみると、厚岸の菌床センターから出している菌床というのは、非常に安い単価で出しているという意味では、物すごく生産者にとっては、貴重な事業だというふうに思っております。

そういったことからしますと、まず、菌床センターをきちっと運営はていきたいなというふうに思っています、それを運営していくというのと、それから議員おっしゃるように、その生産者がまとまっていたきたいと。ちょっと過去の経過というのは余り詳しくわからないのですが、過去にも町長も行って、その中立ちをしたというような経過もあるようなんですが、なかなか一つにまとまらないというふうな状況があったというふうには、記録なんかを見てもあります。やっぱり何か新しいことをやるという部分では、生産者まとまっていたいて、私どもも一緒にいろいろなことを考えていくというふうな形は、当然そういう形でやっていきたいなというふうに、もちろん思いますので、その辺はまた生産者の方とも今後、いろいろ協議をさせていただいていきたいなと

いうふうに思います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 8 番、竹田議員。

●竹田議員 ごちゃごちゃした部分もあって、なかなか内容的には、こうこうこうなんだから、こうしてくれというお話もしたいんですが、なかなか言えない部分もあります。それが要するに実態が本当なのかどうなのかという、単なるうわさという部分もあるので、それについてはほんと言えない部分もあると思います。というのは、要するに、利害関係を生む話ですから、AさんがBさんに言うときとは、AさんがCさんに言うとき、AさんがDさんに言うとき、それぞれ都合のいいように言いますから、Aさんが非常に悪く言われたり、Aさんが非常によく言われたりというのは、これは人間社会ですから、商売やっているときには、これも当然当たり前の社会現実国みたいなもので、当たり前になってくるわけです。ただ、やっぱり厚岸町で、一番そこを懸念しなければならない部分だと思います。

例えば、新しいきのこの菌床が新しくできたと、森産業で。これを実験に例えば使っていただきたいという、そういった場合に、組合を通して言うのか、それとも組合外の人たちにも一緒になって平等に、その連絡、または報告、またはその菌床を扱うとき、いろいろなパターンがあると思うんですけども、その組合を通してとなってくると、今言われた組合数が少ないのに、入っていない人間が多いという、このアンバランスがあります。こういったときに、例えばの話ですから、新しい菌床ができたときに、組合員もいるいないにもかかわらず、皆さんにお願いをするといったような、例えばそういう感覚で周知徹底をするような方法をとれば、不平不満は出てこないのではないかなというふうに思います。それが今まであったのかなかったのかという問題ではないですよ。例えば、真っ新の人間というのは、要するに利害関係で進んでしまう部分があるので、例えばそういった案件があった場合に、一人残らずとりあえず、来る来ないは別として、そういった方策で平等にやっていただけるように、例えば灯油が高騰したけれども、どうなんだという部分を聞くとか、今何をやってほしんだという部分を聞くとか、そういった部分も組合に入っていないほうが多いですから、皆さんに周知して、皆さんの要望をできるだけ酌んであげれるような、そういった部分をぜひやっていただきたいなというふうに、最後それをお願いして、終わりたいと思います。

●議長（音喜多議員） 答弁は要らないですか。（「いや、要るよ、要らないと言っていないから」と言う声あり）

産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） ちょっと過去の経過わからないんですが、当然そういった偏った対応というのはよくありませんので、そういった平等に情報をきちっとお渡しできる、今は人数も少ないですので、そういったことに注意してやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。（「よろしいです」の声あり）

●議長（音喜多議員）　ちょっと休憩します。

午後 4 時27分休憩

午後 4 時28分再開

●議長（音喜多議員）　再開します。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員）　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時28分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 3 年 6 月 1 5 日

厚岸町議会

議　　長

署名議員

署名議員